

平成29年度政府予算
提言・要望書
(県政課題全般事項)

平成28年6月7日

岩手県知事 達増拓也

目 次

1	将来の大規模災害に備える仕組みの構築	1
	(内閣府・復興庁・消防庁・厚生労働省・国土交通省)	
2	災害応急対策等への財政支援	4
	(内閣府・農林水産省・国土交通省)	
3	火山防災対策への支援の強化	5
	(内閣府)	
4	災害時における要配慮者の支援	6
	(内閣府・厚生労働省)	
5	TPP協定交渉	8
	(内閣官房・外務省・財務省・農林水産省・経済産業省)	
6	TPP関連予算の十分な確保	10
	(農林水産省)	
7	地方の税財源の確保・充実	12
	(総務省・財務省)	
8	陸上自衛隊岩手駐屯地の体制維持	14
	(防衛省)	
9	マイナンバー制度の円滑な運用	15
	(内閣官房・総務省)	
10	並行在来線への財政支援の一層強化	17
	(国土交通省)	
11	JR山田線(盛岡・宮古間)の早期復旧等に係る支援	18
	(林野庁・国土交通省)	
12	地方消費者行政に係る財政支援の継続	21
	(消費者庁)	
13	水道の施設整備等に係る予算の確保	22
	(厚生労働省)	
14	北上川の清流化確保対策	23
	(総務省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
15	最終処分場の新設等に対する支援	25
	(環境省)	
16	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等	27
	(総務省・文部科学省・厚生労働省)	

17	診療報酬の改定等	30
	(財務省・厚生労働省)	
18	農林業における「産地づくり」	32
	(農林水産省・林野庁)	
19	野生鳥獣対策の継続・拡充	47
	(農林水産省・環境省)	
20	農地・森林・水産基盤の整備及び保全	49
	(農林水産省・林野庁・水産庁)	
21	直轄事業の整備促進	58
	(国土交通省)	
22	地方の社会資本整備を推進するための予算の確保	60
	(国土交通省)	
23	土砂災害対策を推進するための財政支援及び予算の確保	63
	(総務省・国土交通省)	
24	社会資本の適切な維持管理に対する財政支援等	65
	(国土交通省)	
25	一般国道 106 号の指定区間編入	66
	(国土交通省)	
26	道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保	67
	(国土交通省)	
27	産業の振興や観光客の利便性向上に向けた空港・港湾機能の強化に対する支援	68
	(国土交通省)	
28	建築物の耐震化に対する支援の拡充	70
	(国土交通省)	
29	いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充	71
	(国土交通省)	
30	新たな教職員定数改善計画の策定	72
	(文部科学省)	
31	学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の継続	73
	(文部科学省)	
32	縄文遺跡群の世界文化遺産登録への支援	75
	(文部科学省・文化庁)	

33	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置	76
	(文化庁)	
34	地方警察官の増員及び財源措置	77
	(警察庁・総務省)	

1 将来の大規模災害に備える仕組みの構築

東日本大震災津波からの復旧・復興にあたっては、これまでに経験のない大きな課題に直面しながらも、その解決のために鋭意取組を進めているところであり、東日本大震災復興特別区域法の一部改正や、職員派遣に要する経費に係る震災復興特別交付税措置の継続など、特別の支援をいただいているところです。

しかしながら、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保や事業用地の取得は重要な課題となっています。

また、今般の熊本地震においては、被災地の災害医療支援を調整する人材の不足が再認識されたところであり、災害医療人材の確保・育成は喫緊の課題となっています。

このことから、本県の取組や経験を日本全体で共有し、将来の大規模災害に備える仕組みを構築されるよう、次のとおり提案します。

《 要 望 事 項 》

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）や大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく職員派遣制度が有効に機能するよう、国と地方の事前協議による職員派遣ルールの設定や、復旧・復興期に不足が見込まれる技術職員等を確保・育成する体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう提案します。

2 復興に要する土地等の私有財産制限のあり方検討

大規模災害においては、迅速な復興そのものが重要な公共の利益ですが、復興事業を進める前提として円滑な用地取得が必要です。

将来、発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害時において迅速に復興することができるよう、復興に係る公共の利益の増進と土地等の私有財産の制限のあり方などについて、幅広い議論・検討を進めるよう提案します。

3 災害時医療人材育成の拡充

平成23年度以降、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センターでは、東日本大震災の被災地としての経験を踏まえ、災害拠点病院以外の様々な職種を対象とした全国レベルの災害時医療人材育成研修を実施し、多くの人材を育成してきました。

本事業に対する国の支援は、平成27年度で終了しましたが、このような災害医療人材の育成事業は、本来、国として主体的に取り組むべきものであると考えます。

国では、災害拠点病院のDMATを中心とした人材育成研修事業を実施していますが、現状のままでは、大規模災害時に必要な災害医療人材を確保することは困難であるため、将来、発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害に備えるため、災害時医療人材育成を拡充するよう提案します。

【現状と課題】

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

- 被災自治体が個別に派遣要請を行う形では、必要な職員確保が難しい状況。特に、漁港や港湾、橋梁分野など全国的に職員数が少ない分野において人員確保が困難。

《岩手県における職員確保状況》

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	不足数
H26	133人	77人	170人	59人	439人	▲72人
H27	149人	59人	172人	93人	473人	▲145人
H28	165人	69人	164人	110人	508人	▲139人
増減	+16人	+10人	▲8人	+17人	+35人	—

《市町村における職員確保状況》

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H26	737人	697人	▲40人	94.6%
H27	777人	715人	▲62人	92.0%
H28	734人	672人	▲62人	91.6%
増減	▲43人	▲43人	—	—

2 復興に係る土地等の私有財産制限のあり方検討

- 復旧・復興のためには、膨大な数の事業用地を迅速に取得することが必要。

《県事業関係》 (平成 28 年 3 月末現在)

地区数	契約予定件数	うち懸案件数						合計
		所有者不明	行方不明	共有	相続未処理	抵当権等	重複調整	
166	3,097	7	12	140	394	298	△55	796

※用地取得が必要な 173 地区のうち、166 地区について権利者調査を実施済（上表はその内訳）。

※市町村事業については、県事業の 3 倍程度の契約予定件数が見込まれるが、ほぼ同エリアでの事業となることから、懸案件数も同様の傾向。

3 災害時医療人材育成の拡充

- 平成 28 年熊本地震においては、DMAT 撤収後の各保健所レベルの災害対策本部に DMAT ロジスティックチームが派遣されるなど、急性期以降の中長期にわたる被災地の災害医療支援を調整する人材が不足している現状を再認識。
- 岩手医科大学（災害時地域医療支援教育センター）では、東日本大震災津波後、H23 年度から文部科学省大学改革推進等補助金を活用し、災害医療ロジスティックス研修など、様々な職種を対象とした全国規模の災害医療人材育成研修を実施してきたところ。（事業期間：H23～27 年度）
- 将来、発生が懸念される大規模災害に対応するためには、現在、国が実施している災害拠点病院の DMAT を中心とした人材育成研修だけでは、必要な災害医療人材を確保することが困難であることから、岩手医科大学が実施している全国の災害拠点病院以外（二次救急医療機関等）の幅広い職種を対象とした災害医療人材の育成に継続して取り組む必要。
- 平成 28 年度については、岩手医科大学と本県が緊急避難的に経費を負担して事業を継続する方向で検討しているところであるが、このような災害医療人材の育成は、本来、国として主体的に取り組むべきもの。

【県担当部局】 政策地域部 市町村課
総務部 人事課
復興局 まちづくり再生課
保健福祉部 医療政策室

2 災害応急対策等への財政支援

〈 要 望 事 項 〉

1 市町村の防災マップ作成等に対する財政支援

全国で大規模災害等が頻発する中、本県においても、危険箇所や避難場所、避難経路等の住民等に対する周知などの取組の重要性が増していることから、既存の国の補助制度の見直しを行うなど、市町村における防災マップ作成等の取組に対して、一層の財政支援を講じるよう要望します。

2 災害応急対策に対する財政支援等

災害時においては、災害応急対策や汚泥・流木処理、災害廃棄物処理、さらには被災者支援など、多岐にわたる対策を県・市町村が連携して実施していますが、こうした対策は、被災自治体にとって大きな財政負担を伴うものとなっていることから、十分な財政支援を確実に実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 市町村の防災マップ作成等に対する財政支援

- 本県では、市町村における防災マップの作成・更新等が十分に行われていないのが現状。
(県内 33 市町村のうち約 1/3 が未作成。作成している市町村の大半では、最新の被害状況等を考慮した更新等が行われていない状況。)
- これは、地方経済の低迷に伴う市町村の財政状況の悪化や専門職員の不足など、防災マップ作成等の防災対策の充実化を図るための環境が整っていないことも一つの要因。
- 市町村による防災マップの作成に係る国の補助事業については、国土交通省（浸水害のみ）、農林水産省（ため池等破損による浸水害）が設けられているが、対象となる災害や対象地域が限定されているため、あらゆる災害に対応したマップ作成が困難。

2 災害応急対策に対する財政支援等

- 災害時において、被災自治体は、住民等の要望に応じ、多岐にわたる対策を実施しているところであるが、その実施には多額の経費を要し、大きな財政負担となっているのが現状。
- 地域の被災の状況や地域経済に与える影響を考慮し、必要と認めて被災自治体を実施する対策等に対しては、特別交付税による措置等を確実に実施するなど、災害時に被災自治体を支援するための財政措置に特段の配慮が必要。

【県担当部局】総務部 総合防災室

3 火山防災対策への支援の強化

《 要 望 事 項 》

1 火山防災対策への支援の強化

火山防災に係る観測・調査体制をさらに充実、強化するとともに、火山防災マップの作成等、自治体が行う火山防災対策について、財政面を含めた支援の強化を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 県内火山の概況

○ 本県に影響を与える活火山は、八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の4火山。このうち、八幡平を除く3火山は、気象庁の常時観測火山とされ、24時間監視体制がとられているところ。

また、活火山法の改正により、3火山の周辺市町村は、平成28年2月に火山災害警戒区域に指定され、同年3月に火山ごとに火山防災協議会を設置したところ。

区分	岩手山	秋田駒ヶ岳	栗駒山
火山災害警戒区域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町	雫石町	一関市

2 火山防災マップの作成状況

○ 現在、県内の常時観測火山3山のうち、火山防災マップが作成されているのは、岩手山と秋田駒ヶ岳の2山であり、栗駒山は未作成。

- ・ 岩手山（H10.10作成）は、本県が平成7年から国の補助事業で実施していた「噴火警戒避難対策事業（砂防対策）」の中で作成していた火山災害予測区域図の原案を基に、平成10年の火山活動の活発化を受けて同年に立ち上げた岩手山火山災害対策検討委員会において噴火形態、規模を見直し、火山防災マップを作成。

- ・ 秋田駒ヶ岳（H15.2作成）は、国交省湯沢河川国道事務所が「八幡平山系直轄砂防事業」として総合的な土砂移動監視システムの構築を念頭においた整備計画を進めるにあたり、火山防災対策の基本であるハザードマップの作成等、必要な項目を検討するため、秋田駒ヶ岳火山防災対策検討委員会を立ち上げ、火山防災マップを作成。

3 栗駒山への対応状況

栗駒山については、関係県、市町村と協議のうえ、各自治体が経費を負担し、平成28年度から29年にかけて、ハザードマップの作成及び噴火史の解明等を進めることとしたところ。

また、ハザードマップの作成後に火山防災マップを作成する予定としていること。

4 本県の今後の動き

平成28年3月に設置された火山防災協議会において火山防災対策を検討し、様々な取組を行っていく必要があること。

【県担当部局】総務部 総合防災室

4 災害時における要配慮者の支援

本県では、東日本大震災津波の経験から平成 25 年度に災害派遣福祉チームを設置し、平成 28 年熊本地震では熊本県の要請を受けて同チームを派遣するなど、これまで災害福祉支援体制の整備を進めてきました。

国においては、平成 26 年度から補助制度を創設していただいたところですが、同チームの訓練等に係る必要額が不足する状況であるほか、災害救助法における位置付けが不明確であることから、依然として、都道府県の相互応援体制の構築や経費負担等の具体的取扱いなどに課題があります。

ついては、災害時における要配慮者への迅速かつ適切な支援体制を充実させるため、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

災害救助法第 4 条第 1 項の「救助の種類」に「福祉（介護を含む。）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援が、災害救助の基本施策の一つであることを明確にするよう要望します。

また、同法第 7 条の「救助に従事させることができる者」に「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について災害救助費による支弁が可能であることを明確にするよう要望します。

2 災害派遣福祉チームの制度化

災害時に避難所や福祉避難所において、要介護高齢者や認知症高齢者、障がい者等の要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、全ての都道府県において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築するよう要望します。

また、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に

支障を来さないために、現行の補助制度を拡充するなど十分な財政措置を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

- 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉（介護を含む。）」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。
- 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところ。
- 東日本大震災津波において県内福祉専門職能団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動とみなされたものは、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁されたところ。

2 災害派遣福祉チームの制度化

- 本県においては、東日本大震災津波の経験を踏まえ、平成 25 年度に全国に先駆けて「災害派遣福祉チーム」を設置し、チーム派遣の仕組みを構築。
- 厚生労働省では平成 26 年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」を創設し、災害福祉広域支援体制の整備等に係る経費について補助を行っているが、新たなチーム員の養成研修など、チーム派遣体制の確保に係る経費について、現行の定額補助では必要額に不足する状況。

【県担当部局】 保健福祉部 地域福祉課

5 TPP協定交渉

TPP協定は、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、食の安全、投資、医療、労働、政府調達など、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

昨年11月、政府が決定した「総合的なTPP関連政策大綱」では、農林水産業の体質強化対策と重要5品目関連の経営安定対策等が示されるなど、これまで要請してきた内容が一定程度盛り込まれたところですが、国民生活に及ぼす影響や具体的な対策などの全容が明らかにされておらず、県民の不安はいまだ払拭されていないことから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 合意内容や農林水産業・商工業等への影響の情報開示と説明

TPP協定に関する合意内容や農林水産業・商工業、国民生活などに及ぼす影響について、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くすよう要望します。

2 対策の確実な実行

「総合的なTPP関連政策大綱」に示された対策を早期に具体化するとともに、必要な予算を確保し、万全な対応を行うよう要望します。

特に、本県の基幹産業である農林水産業において、農林漁業者が意欲を持って経営に取り組み、農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、本年秋を目途にとりまとめることとしている「農業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略」を早期に明らかにするとともに、生産性の向上や競争力の強化など振興施策の充実強化を図るよう要望します。

3 東日本大震災津波被災地への配慮

今後の対応を検討するにあたっては、東日本大震災津波からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることのないよう、十分に配慮することを要望します。

[現状]

T P P 協定交渉大筋合意以降の国の動き

時期		内 容
27 年	10月 5 日	T P P 協定交渉大筋合意
	11月25日	総合的な T P P 関連政策大綱決定
	12月18日	27 年度補正予算案 閣議決定
	12月24日	T P P 協定による経済効果分析公表
28 年	2 月 4 日	T P P 協定に参加 12 カ国が署名
	3 月 8 日	T P P 協定承認案と関連 11 法案を閣議決定
	4 月 5 日	衆議院において審議入り
	4 月25日	政府・与党が継続審議の方針決定 (翌 26 日に与野党幹事長・書記局長会議で合意)
	秋	政策の具体を詰める(大綱)

[課題]

- 1 T P P 協定が、国民生活や経済活動等に及ぼす影響や具体的な対策などの全容が明らかにされていないこと。
- 2 国の試算で「影響なし」とされている米について、国内で安価な輸入米の流通量が増加し、仮に、国において万全な対策が講じられなかった場合、業務用米を中心に国産米の価格が下落し、生産額の減少が懸念されること。

【県担当部局】 政策地域部 政策推進室
農林水産部 農林水産企画室

6 TPP 関連予算の十分な確保

《 要 望 事 項 》

1 農林水産業の体質強化に向けた予算の確保

TPP協定を見据え、本県の基幹産業である農林水産業の体質強化を図り、持続的に発展していけるよう、以下の取組について十分な予算を確保するよう要望します。

(1) 経営感覚に優れ、地域を牽引する経営体の育成

ア 「農地中間管理事業」による農地の集積・集約、「経営体育成支援事業」等による機械・施設等の整備及び「農業農村整備事業」による農地の更なる大区画化・汎用化対策等の実施

イ 「青年就農給付金」等による新規就業者の確保・定着及び林業の中核となる現場技術者の育成に向けた人材養成機関の設置

(2) 生産性・市場性の高い産地づくりの推進

ア 「強い農業づくり交付金」、「産地パワーアップ事業」及び「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」による生産力の強化に向けた機械・施設の整備

イ 「強い農業づくり交付金」による海外への輸出に対応した食肉処理施設の整備

ウ 「次世代林業基盤づくり交付金」による間伐・路網及び木材加工流通施設等の整備

エ 水産流通加工事業者の販路回復や養殖施設等生産力の回復に必要な、施設等整備、サケの種苗放流及び漁港・漁場整備

(3) 農林水産物の高付加価値化と販路拡大

「6次産業化ネットワーク活動交付金」の活用による農林水産物の加工に必要な施設等の整備、農林漁業者等へのサポート活動及び新商品開発・販路開拓の実施

(4) 魅力あふれる農山漁村の確立

- ア 「日本型直接支払制度」による地域の共同活動や営農活動の取組拡大
- イ 「農山漁村地域整備交付金」による農山漁村の生産基盤や生活環境基盤の整備の推進及び「農山漁村振興交付金」による多様な人材の移住・定住の促進

【現状と課題】

- 国では、農地の大区画化や畜産の収益性向上に向けた対策など、T P P 関連対策予算（平成 27 年度農林水産関係補正予算）として、3,122 億円を措置。
- これに対応した県の T P P 関連対策予算額（平成 27 年度 2 月補正予算及び平成 28 年度当初予算）は、約 65 億円（内訳は下表のとおり）。

[平成 27 年度 2 月補正予算]

単位：百万円

事業名	事業内容	予算額
経営体育成基盤整備事業費 《農業競争力強化基盤整備事業》	水田の大区画化や排水改良などの生産基盤の整備と農地利用集積を一体的に推進	2,587
畑地帯総合整備事業費 《農業競争力強化基盤整備事業》	地域特性を生かした園芸産地を確立するための畑地帯における農業用排水路等の生産基盤整備	160
管理費(事務費)	経営体育成基盤整備事業費及び畑地帯総合整備事業費に係る事務費	137
経営体育成支援事業費 《担い手確保・経営強化支援事業》	中心経営体の農業用機械の導入や施設整備を支援	997
さけ・ます増殖費 《水産競争力強化緊急事業》	水産競争力強化のために実施するさけ、ますふ化場の整備	265
合 計		4,146

[平成 28 年度当初予算]

単位：百万円

事業名	事業内容	予算額
強い農業づくり交付金 《産地パワーアップ事業》	水稻や園芸作物の産地競争力強化のため、共同利用施設の整備等を支援	1,319
畜産競争力強化整備事業費 《畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業》	地域の中心的経営体等に対する家畜飼養管理施設等の整備を支援	1,093
合 計		2,412

※ 《 》は国事業名（平成 27 年度 T P P 関連対策補正予算）

- T P P 協定により、本県の基幹作物である米や畜産等に大きな影響を及ぼすことが懸念されることや、中山間地域が多い本県の実情を踏まえ、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、関連対策の確実な実施にあたって、十分かつ継続的な予算確保が必要。

【県担当部局】 政策地域部 政策推進室
農林水産部 農林水産企画室

7 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や偏在性のない安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう要望します。

《 要望事項 》

1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

社会保障関係経費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に前年度と同水準を確保するよう要望します。

地方財政計画の策定にあたっては、地方の経済情勢を踏まえ、税収を的確に見込むとともに、地方創生のために必要な経費や重点課題対応への財政需要を適切に反映させ、歳出特別枠についても、雇用対策や地域経済の活性化等を図るため、適切に措置するよう要望します。

なお、地方交付税の基準財政需要額の算定におけるトップランナー方式の導入については、面積や人口密度など地域の実情に配慮し、地方交付税の財源保障機能に影響を与えることがないよう要望します。

また、地方財源不足の解消にあたっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の大量発行によることなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき国税5税の地方交付税法定率を引き上げるよう要望します。

2 地方税財源の充実強化

(1) 国・地方間の税源配分の見直し

地方分権改革を推進するため、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すよう要望します。その際には、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

(2) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、平成 27 年度の税制改正において見直しが行われたところですが、正確に都道府県別の最終消費を把握できない部分が想定されること等を踏まえ、消費代替指標である人口の比率を高める方向で、引き続き見直すよう要望します。

【現状と課題】

1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

- 平成 28 年度地方財政計画における一般財源総額は 61 兆 6,792 億円。(前年度比+0.2%)
- 地方交付税の別枠加算 (H27 : 0.23 兆円) は、地方税収の伸びにより廃止されたが、交付税総額は 16.7 兆円 (前年度比▲0.3%) と前年度とほぼ同水準。
- 地方一般財源総額が確保された一方、平成 28 年度から 16 業務、平成 29 年度以降 7 業務の基準財政需要額の算定において、トップランナー方式 (歳出効率化に向けた業務改革のモデル団体の経費を算定基礎に反映) が導入されることとなったところ。
- トップランナー方式における算定基礎には、民間委託等による経費水準を反映させる方針であるが、道路維持補修、公用車運転等が対象業務とされており、広大な県土を有する本県の財政需要が配慮されるか懸念されるところ。

2 地方税財源の充実強化

- 国と地方の歳出比が 42 : 58 であるのに対し、国と地方の税収比は 62 : 38 となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。
- 税源の偏在性は人口 1 人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているが、本県 (H26 216,979 円) は、全国平均 (同 286,879 円) の 75.6% で、全国最高の東京都 (同 485,243 円) の半分に満たない状況。
- 現行の地方消費税の清算基準は、最終消費地に税収を帰属させるため、「消費に関連した小売年間販売額+サービス業対個人事業収入額」、「人口」及び「従業者数」を用いた基準により都道府県間において清算。
- 地方消費税の清算基準を見直す際には、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いることにより、算定における「人口」の比率を高める方向での見直しが必要。

【県担当部局】総務部 財政課、税務課

8 陸上自衛隊岩手駐屯地の体制維持

《 要 望 事 項 》

1 岩手駐屯地の体制維持

岩手駐屯地の部隊は、地震、風水害、林野火災などの大規模災害に迅速に対応していただくなど、県民生活の安全を守るために欠くことのできない大きな存在であることから、自衛隊の組織改編が行われる場合、地域に与える影響などを考慮し、陸上自衛隊岩手駐屯地の体制を維持するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 25 年 12 月に決定された「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」において、今後の自衛隊の体制整備にあたっては、島嶼部に対する攻撃への対応を重視した防衛力を優先することを示しており、併せて、部隊の効率化を徹底しながら防衛力の整備に努めるとされているところ。
- 同計画には、「北海道及び九州以外に所在する部隊が装備する戦車については、廃止に向けた事業を進め、北海道以外に所在する火砲については、新編する方面直轄の特科部隊に集約する」旨も提示。
- しかしながら、東日本大震災津波においては、岩手駐屯地が被災地対応のための基地機能を担い、多くの被災者を救出するなど県民生活の安全を守るために欠くことのできない大きな存在。
また、岩手駐屯地は、隊員の約 80% が岩手県出身者で構成される部隊であることに加え、いわて国体への協力など地域振興に大きく貢献されており、地域と共に歩んできたところ。
- そのため、自衛隊の組織改編が行われる場合にあつては、地域に与える影響を考慮し、体制の維持を図る必要があるところ。

【県担当部局】 総務部 総合防災室

9 マイナンバー制度の円滑な運用

本県では、これまで、マイナンバー制度の運用開始にあたり、関連する条例やシステムの整備を国の示す計画通り進めてきたところです。

今後、マイナンバーカードの普及促進や平成29年7月に予定されている国、地方公共団体の情報連携の円滑な導入に向けた取組を行うため次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 マイナンバー制度の周知・広報の強化

マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、「個人番号カード」の取得等において混乱が生じ、普及、定着が阻害されるおそれがあることから、国民が適切にマイナンバーを取り扱えるよう、制度の概要やメリット等に加え、必要となる手続きや注意すべき事項等についても、若者から高齢者までの各階層に対し、早急に周知・広報を強化するよう要望します。

特に、情報弱者及び中小民間事業者に対して、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細やかな周知・広報を行うよう要望します。

2 マイナンバー制度導入に伴う財政措置

マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークの改修や維持管理に要する経費については、原則として国が負担し、地方公共団体に新たな経費負担が生じることのないよう要望します。

また、地方公共団体が実施するセキュリティ対策に必要な経費について財政措置を確実に講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 国は、平成 26 年 10 月からポスター掲示やヘルプデスクの設置、平成 26 年 3 月からテレビや新聞広告等を利用し国民に対し広くマイナンバー制度の周知を図っているところ。
- 制度の円滑な運用、個人番号カードの利用増のほか、事業者の特定個人情報の適切な保護等のため、周知広報をより強化することが必要。特に、高齢者、障がい者及び中小民間事業者等については、きめ細やかな周知広報が必要。
- マイナンバー制度導入に伴い構築、改修したシステムの維持管理経費についての経費負担が不明確。

【県担当部局】 政策地域部 情報政策課

10 並行在来線への財政支援の一層強化

鉄道は国内貨物輸送における重要なインフラであり、その一端を担う並行在来線における安全性の向上に資する施設整備が国土強靱化と併せて不可欠となっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 安全性の向上に資する設備の整備に対する財政支援の一層強化

地域公共交通確保維持改善事業のうち、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、対象経費の拡大及び補助率の引上げを行うよう要望します。

【現状と課題】

1 設備整備の必要性

- 東日本大震災発災の1週間後における IGRいわて銀河鉄道線の早期復旧により、貨物列車による日本海側を迂回した緊急石油輸送が実現、国家の重要インフラとしての機能を発揮し、同線が緊急時のライフラインの確保に果たす役割が実証されたところ。しかし、同線の開業時にJRから現姿・有償譲渡を受けた資産を中心に、設備の老朽化が進行しており、その整備が必要。
- 貨物列車の走行に資する設備の整備に要する経費等に対しては、JR貨物から線路使用料（経費の概ね8割）が支払われるが、IGRいわて銀河鉄道負担分（概ね2割）も多額であり、未だ負担が重い状況。

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による国庫補助を受ける上での制約

- 鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による補助制度（補助率1/3）を措置されているが、下記の制約。
 - ・ 補助対象経費は該当設備のグレードアップ又は同種交換とされていることから、維持コスト抑制のため鉄道事業者があえてダウングレードを選択する場合は、補助対象経費外。
 - ・ 鉄道事業再構築実施計画を実施する鉄道事業者への補助率は平成25年度から1/2に引き上げられたが、貨物輸送を支えるその他の鉄道事業者への補助率は、従前通り1/3。

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

11 JR山田線（盛岡・宮古間）の 早期復旧等に係る支援

平成27年12月に発生した土砂崩落により、一部運休が続いているJR山田線（盛岡・宮古間）は、地域住民の生活の足であり、また、本県の内陸部と沿岸部を結ぶ鉄道路線として、地域振興や観光振興に重要な役割を果たすなど、東日本大震災津波からの復旧・復興に懸命に取り組んでいる沿岸被災地にとって、必要不可欠な交通基盤となっております。

また、本年度は、希望郷いわて国体・いわて大会の開催を控え、土砂崩落箇所に近接する閉伊川の閉塞防止とともに、国道106号の安全通行の確保を図る必要があります。

こうしたことから、地元においては、JR山田線（盛岡・宮古間）の早期復旧等強く望んでいるところであり、県としても、東日本旅客鉄道株式会社が行っている現地調査や今後の復旧作業の実施に際し、必要な協力を行う所存であります。

つきましては、JR山田線（盛岡・宮古間）の早期復旧等について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 JR山田線（盛岡・宮古間）の早期復旧等に係る支援

崩落斜面の安全対策工事も含め、JR山田線（盛岡・宮古間）の早期復旧に向け、特段の支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 現状

- JR東日本は、早期復旧に向け、「山田線土砂崩落に関する斜面防災協議会」を開催し、崩壊した斜面の上方で発見された亀裂や地下地盤の動きのデータ収集や解析を行っている状況。
- 亀裂や地下地盤の動きの常時監視を続け、状況の変化に迅速に対応できるよう、県、宮古市、県警、森林管理局で連絡体制を強化。
- 道路管理者である県としては、万が一の土砂崩落に備えて、宮古土木センターにおいて、休日夜間に職員を待機させ、周辺に重機を配置するなど、迅速な対応ができるよう体制を構築。
- また、「山田線土砂崩落に関する斜面防災協議会」に参加し、情報収集を行うとともに、一日も早い復旧に向け、JR東日本において主体的に復旧工事にあたってもらいたい旨要請している状況。

2 課題

- JR東日本では、土砂崩落の危険性があるということで、復旧工事に着手しておらず、復旧の目処も立っていない状況。
- 仮に土砂崩落が発生すれば、最悪の場合、河川が閉塞し、国道106号が冠水又は直接土砂が流入することもあり得、周辺には迂回路もないことから影響は重大。

【参考】

- 位置図



○ これまでの経緯

年月日	内 容
H27. 12. 11	土砂崩壊により平津戸・松草間において列車脱線事故発生(19時32分頃)盛岡・宮古間、県北バス振替輸送を開始
H27. 12. 12	盛岡・上米内間、宮古・川内間の運行を再開(現在も上米内・川内間は運休が続いている。)
H27. 12. 14	崩落斜面上部で発見された亀裂拡大のため、J R 東日本において自動計測装置を設置
H27. 12. 21	崩落斜面の地質調査のためのボーリング掘削作業を開始
H27. 12. 24	J R 東日本盛岡支社に対し、政策地域部長から早期復旧要望
H27. 12. 25	J R 東日本本社に対し、副知事から早期復旧要望
H27. 12. 25	国土交通省に対し、副知事から早期復旧に向けた J R 東日本への指導・助言等に係る要望書を提出
H28. 3. 4	第 1 回「山田線土砂崩壊に関する斜面防災協議会」を開催 J R から協議会の設置趣旨説明、調査データ報告、連絡体制の確認
H28. 3. 15	第 2 回「山田線土砂崩壊に関する斜面防災協議会」を開催 現地調査、J R から調査データの報告、すべりの深さの情報提供
H28. 3. 25	第 3 回「山田線土砂崩壊に関する斜面防災協議会」を開催 想定すべり範囲についての報告、水抜きパイプ設置の報告、復旧工事にあたっての道路・河川管理者の協力(工事費分担等)の依頼 県から以下のとおり伝達 ①工事費の分担には応じられないこと。 ②県は財産侵害の予防請求権及び求償権を原因者(J R、林野庁)に対し有すると考えていること。 ③J R には県、宮古市に協力を求める以前に土地所有者である林野庁と協議するよう求めること。 ④協議結果については第 4 回協議会で報告すること。
H28. 4. 13	水抜パイプの設置施工開始
H28. 5. 12	第 4 回「山田線土砂崩壊に関する斜面防災協議会」を開催

【県担当部局】政策地域部 地域振興室

12 地方消費者行政に係る財政支援の継続

《 要 望 事 項 》

1 地方消費者行政に係る財政支援の継続

引き続き地方消費者行政の機能強化を図ることができるよう、地方消費者行政推進交付金による相談員の人件費等に係る財政支援を継続するとともに、交付見込額を早期に示すよう要望します。

【現状と課題】

1 交付金による基金の造成と成果

- 国の「地方消費者行政活性化交付金」等により平成20年に「消費者行政活性化基金」を造成し、これを財源に県及び市町村の消費生活相談体制の整備をはじめとする消費者行政の充実・強化に取り組んだ結果、平成25年度までに県内全市町村に消費者相談窓口が設置されるなど、機能強化が図られたところ。

2 制度改定と交付額

- 平成27年に、上記交付金に代わり、単年度で直接事業に充当される「地方消費者行政推進交付金」が創設されたが、平成28年度の交付額は、平成27年度の補正分と合わせても県及び市町村の要望額が確保されていないところ。

3 財政支援の継続

- 県及び市町村が計画的・継続的に消費生活相談体制を維持・強化していくためには、特に相談員の人件費等に係る財政支援の継続が必要。

4 交付見込額の早期の教示

- 交付金を有効に活用するためにも、予算編成後、速やかに交付見込額を示されたいところ。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

13 水道の施設整備等に係る予算の確保

《 要 望 事 項 》

1 水道の施設整備等に係る予算の確保

引き続き市町村等が水道の普及、施設の耐震化・更新等を計画的に行うため、施設整備に要する予算を十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 26 年度の水道普及率は全体で 93.9%（全国平均 97.8%）にとどまっており、市町村間では 59.8%～99.9%と大きな開きがあるところ。
- 平成 26 年度の水道施設の耐震化率は、基幹管路 46.2%、浄水施設 26.0%、配水池 36.3%にとどまっており、また、病院等の重要給水施設への配水管の耐震化率は 35.0%（全国平均 40.0%）と低調。
- 市町村等は、普及率の向上、老朽化対策・耐震化、事業統合・広域化のため、耐震化計画等をもとに水道国庫補助金等を活用し施設整備を進めているが、平成 28 年度は要望額に対し約 61%の予算措置となり（平成 25、26 年度は 100%交付、平成 27 年度は 70%交付）、整備計画の縮小、遅延を余儀なくされている状況。
- 重要なライフラインである水道の普及、施設の耐震化・更新等を計画的に行っていくためには、施設整備に要する費用に対して国による十分な予算の確保が必要。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

14 北上川の清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところですが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、本県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担に係る特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

2 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、将来はいずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑について、盤ぶくれ対策を早急に講じるよう要望します。

3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、水質保全措置も含めた河川の一体管理を国で行うよう要望します。

【現状と課題】

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

- 旧松尾鉱山の坑廃水処理は、半永久的に24時間365日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立を求めてきたが、「引き続き補助金の交付により、坑廃水処理が確実に行われるよう支援していく。」との回答にとどまっている状況。

- 平成 28 年度は全国枠で概算要求額に対し 97.8%の予算内示にとどまっているが、国（経済産業省）によると中和処理にかかる維持管理費用は要求額どおり確保しているとのこと。

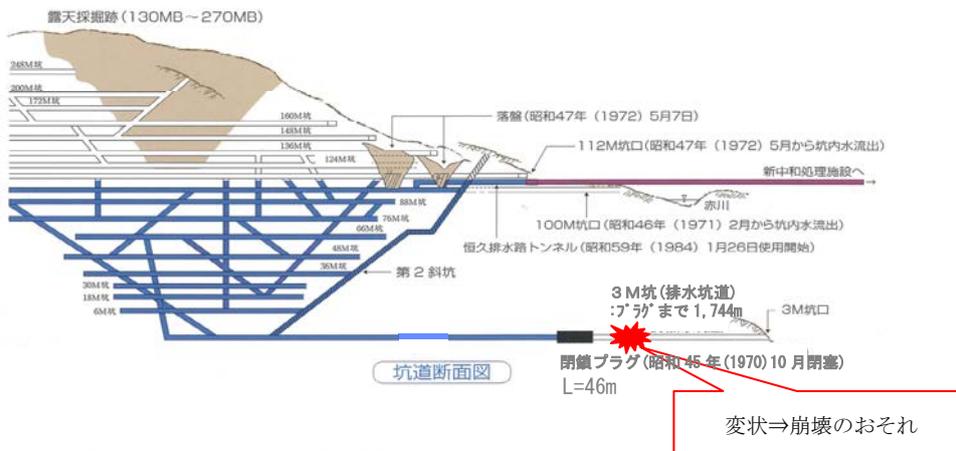
【休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（全国枠）の推移】

	予算額	概算要求額	対概算比
H28	2,050 百万円	2,096 百万円	97.8%
H27	1,904 百万円	2,400 百万円	79.3%
H26	1,906 百万円	2,015 百万円	94.6%
H25	1,915 百万円	1,915 百万円	100.0%
H24	2,028 百万円	2,028 百万円	100.0%
H23	2,091 百万円	2,091 百万円	100.0%
H21	2,000 百万円	2,067 百万円	96.8%

※H25 年度補正予算 5 億円、H26 年度補正予算 1.9 億円、H27 年度補正予算は無。

2 3メートル坑の安全対策

- 坑内からの坑廃水の流出を防いでいる密閉プラグ周辺の旧排水坑道「3メートル坑」は、坑道の変状が毎年進んできており、いずれ崩壊が想定されることから、国が早急に安全対策を講じる必要があるところ。
- 密閉プラグは、鉱山行政を所管する国（経済産業省）が昭和 45 年度に行政代執行で設置したもので、県は、密閉プラグと 3メートル坑について、法的になんら管理義務を有しているものでないことから、国が自らの責任において必要な措置をとる必要があるところ。
しかし、これまでのところ、国からは「現場の状況を十分に確認しつつ、補助金等の活用により、3メートル坑の安全対策について支援していく。」との回答にとどまっている状況。



3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

- 赤川保全水路は、坑廃水の発生原因である雨水等の地盤への浸透防止のため、昭和 47 年に建設省が整備に着手（全体計画 L=9,040m）し、昭和 56 年に緊急整備区間（L=2,046m）が完了。
- その他の区間（L=6,994m）は未着工であり、県では、残区間の早期整備を継続して要望してきたが、国土交通省からは、昭和 59 年の北上川酸性水恒久対策専門委員会の意見を踏まえ、所期の目的は達成されており工事区間を延伸しても効果が期待できないとして、事業は完了との認識を示されている状況。
- このため、平成 19 年度から、水質保全措置も含めて、上流（赤川）から下流（北上川）まで国直轄により河川の一体管理を行うよう要望しているところ。

【県担当部局】 環境生活部 環境保全課
県土整備部 河川課

15 最終処分場の新設等に対する支援

これまで東日本大震災津波による災害廃棄物処理について、国から財政支援をいただき、仮設焼却炉の設置等により処理が完了しているところです。しかしながら、短期間に想定以上の廃棄物を処理したことにより、本県内の最終処分場の残余容量が減少したこと等から、県の公共関与による産業廃棄物最終処分場及び一般廃棄物処理施設の整備に対し、財政支援の継続及び拡充を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 廃棄物最終処分場等の整備に対する財政支援

東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理や放射性物質汚染対策による覆土量の増加等により、本県内の廃棄物最終処分場の残余容量が減少していることから、県の公共関与による産業廃棄物最終処分場の後継となる処分場の整備費について、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」の補助対象にするとともに、一般廃棄物最終処分場整備費に対し、財政支援を継続するよう要望します。

また、災害廃棄物の処理等により整備計画を延期せざるを得なかった特定被災地方公共団体における一般廃棄物処理施設の改修、整備等について、事業完了まで地方財政負担を軽減し、財政支援措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 産業廃棄物最終処分場整備の支援

- 本県の産業廃棄物最終処分場（いわてクリーンセンター）は、災害廃棄物の埋立てや放射性物質汚染対処特措法への対応による覆土量の増加などにより埋立終了時期が早まったことから、後継となる最終処分場の整備が必要。
- 県では、平成 25 年 3 月に「産業廃棄物最終処分場整備基本方針」を策定し、整備候補地の選定を進め、平成 27 年 3 月には、八幡平市平館栂沢地区を整備予定地とし、同市と円滑な整備を推進するための確認書を取り交わすとともに、後継となる最終処分場の整備に向けた測量・地質調査等を進めており、平成 28 年度中に整備基本計画を策定することとしているもの。
- しかし、現行の産業廃棄物処理施設モデル的整備事業の交付要綱では、施設の種類（処分場、焼却施設）ごとに「都道府県ごとに 1 つに限る」とされており、本県では、いわてクリーンセンター

に当該補助を導入済みであることから、財政力の弱い本県においては整備資金の確保が大きな課題。

2 一般廃棄物最終処分場整備の支援

- 一般廃棄物最終処分場においては、災害廃棄物の処理や放射性物質汚染対策による覆土量の増加により残余容量が減少し、新設や既存処分場の拡張が必要となっている状況。
- このため、循環型社会形成推進交付金事業に加え、手厚い財政支援が必要。また、用地選定や環境影響評価等に時間を要することを踏まえ、財政支援を一定期間継続することが必要。

3 一般廃棄物処理施設整備の支援

- 特定被災地方公共団体における一般廃棄物処理施設においては、大量の災害廃棄物等の処理を優先的に実施したことにより、予定していた整備計画を変更せざるを得なかった状況。
- このため、延期された一般廃棄物処理施設整備の実施にあたり、循環型社会形成推進交付金事業に加えた手厚い財政支援が必要であることから、事業完了まで地方負担の軽減を含め、財政支援措置を継続することが必要。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課、廃棄物特別対策室

16 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

消費税増収分を財源とした医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金について、地域の実情に応じ必要な事業が確実に実施できるよう、事業区分間の額の調整を柔軟にできるようにするとともに、予算を安定的に確保し、継続的に取組を進めていくことができる恒久的な制度とするよう要望します。

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

(1) 公立病院の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院の運営に配慮し、地方財政措置を更に拡充するよう要望します。

(2) 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改定

これまでの診療報酬改定において、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、公立病院等の運営に配慮した救急医療、へき地医療等の部門における評価を更に充実するよう要望します。

また、仕入控除できない消費税による負担が公立病院等の経営を圧迫する

要因となっているため、診療報酬の見直し等により公立病院等の負担軽減が図られるよう要望します。

3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割のほか、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところですが、私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対する財政支援を充実するよう要望します。

4 医療施設の耐震化促進に対する支援

医療施設の耐震整備に対する支援については、医療施設耐震整備事業による補助のほか、医療施設耐震化臨時特例交付金の創設により拡充されたところですが、事業によって補助の対象や期間が定められ、対象とならない医療施設もあることから、耐震化を更に推進していくため、恒久的かつ充実した制度を構築するよう要望します。

5 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保

医療提供体制推進事業費補助金は医療提供体制の確立に不可欠ですが、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、十分な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

- 医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を着実に推進するため、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金による安定した財源が必要。また、地域の実情に応じ必要な事業を確実に実施するため、事業区分間の額の調整を柔軟にできるようにすることが必要。
- 地域医療構想策定後は、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設設備整備事業の要望が増えると考えられるため、国の予算規模の維持・拡充が必要。

平成26年度基金造成額 10.2億円 【参考】要望額10.2億円

平成27年度基金所要額 26.1億円（医療分15.5億円、介護分10.6億円）

平成28年度基金所要額 31.8億円（医療分10.8億円、介護分15.0億円）※

※平成28年度当初予算額ベース

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

- 公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額を確実に地方交付税において措置し、引き続き、公立病院の運営に配慮した地方財政措置の拡充が必要。
- 救急医療やへき地医療、高度・先進的な医療など、公立病院等が果たす役割についても、診療報酬における更なる評価の充実が必要。

3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

- 岩手医科大学のように県内唯一の医科大学である場合は、私学であっても他の国立大学と同様に、地域医療の確保に重要かつ欠くことのできない機能を果たしていることから、県としても研究費助成や奨学金制度など様々な財政支援に取り組んでいるところであり、国においても財政支援の充実が必要。

4 医療施設の耐震化促進に対する支援

- 耐震化促進法の改正に伴い、5,000 m²以上の病院は耐震診断の実施が義務化されるなど、医療施設の耐震化を促進することが必要であるが、臨時特例交付金による耐震整備は、災害拠点病院等を対象としており、平成29年度までの臨時的な措置。
- 国庫補助事業については、臨時特例交付金事業に比較して補助額が著しく低く抑えられるとともに、公立病院は対象となっていないこと、地域医療を担っている民間病院もIs値により補助対象とならない場合が多いことなどから補助制度の活用結びつかない状況。
- 医療施設の耐震化を促進するため、恒久的な充実した制度の構築が必要。

5 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保等

- 平成27年度、本県では9つの県事業を統合補助金により実施したが、補助金交付決定額は事業計画額の55.7%に留まったため、各事業の実施内容の再検討を余儀なくされ、関係者との調整等に大変苦慮。
- 平成28年度も、平成27年度に引き続き、救急医療対策・周産期医療対策等、地域の医療提供体制の確保に不可欠な9事業メニューを同補助金で実施することとしていることから、国において十分な予算確保が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

17 診療報酬の改定等

平成 28 年 4 月に行われた診療報酬改定では、公表されている本体改定率はプラスとなったものの、診療報酬全体では平成 20 年度以来 8 年ぶりのマイナス改定となり、前回の消費増税分を除いた実質マイナス改定に引き続き、医療機関にとっては大変厳しい改定率と言えます。

厳しい経営環境にありながらも、公立病院が住民ニーズに対応した適切な医療を提供している実情を十分考慮し、診療報酬の改定や医療に係る消費税制の取扱いの抜本的な見直しについて適切な措置を講じるよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 診療機能分担への評価

地域医療構想を実現するためには、限られた医療資源のもとで、医療機関の役割分担と連携体制を構築していくことが必要ですが、公立病院等に限らず、同一開設者の病院間で転院した場合は入院日が通算されるなど、診療報酬において地域の実情を踏まえた適切な評価がなされていないところです。

広大な県土を有し、医療資源に乏しい地域を抱える本県では、地域医療を確保するため、役割分担された 26 の県立病院等及びリハビリテーションセンターなどを県が開設者となって運営し、相互に連携することで地域住民に良質な医療を持続的に提供しているところですが、こうした地域の実情を十分考慮した評価がなされるよう要望します。

2 医療に係る消費税制度の抜本的見直し

平成 26 年 4 月の消費税率の引き上げに関しては、診療報酬体系の中で考慮されていますが、実際に支払う消費税額に応じたものではないため、控除対象外消費税（損税）の負担が生じています。

今後予定される消費税 10%への引き上げにより、このままでは控除対象外消費税（損税）の負担がさらに生じて、公立病院等の経営環境は一層厳しさを増すものと懸念されることから、次の消費税率引き上げと同時に、税制上の措置として控除対象外消費税の還付を直ちに採用するなど、抜本的な見直しを行うよう要望します。

【現状と課題】

1 診療機能分担への評価

- 広大な県土を有する本県では、県が開設者となって 26 県立病院等（20 病院及び 6 地域診療センター）及びリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次保健医療圏における基幹病院としての役割や、交通事情や医療資源に恵まれない地域における、地域の初期医療等の役割を担っているもの。
- これらの県立病院等においては、各医療圏域内で診療機能を分担し、地域医療連携（病病・病診連携）を図りながら、地域住民への適切な医療提供体制を構築。
- 現行の診療報酬の算定において、開設者が同一の病院間で転院した場合に入院日が通算される取扱いを、病院毎の入院日を起算日として取扱うことや、地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率に同一開設者による病院間での紹介等も含めて算定できるようにするなど、地域の実情を十分に踏まえた評価が必要。

2 医療に係る消費税制度の抜本的見直し

- 平成 26 年 4 月の消費税率 8 %への引き上げに関しては、診療報酬改定の中で考慮されて全体改定率はプラス改定となっているところであるが、消費税増税分を除けば実質マイナス改定となり、公立病院等の経営環境は依然として厳しい状況。
- 医療機器や薬品、診療材料などの仕入れに係る消費税額は医療機関が税の最終負担者であり、これまでも控除対象外消費税（損税）が生じており、経営上の大きな負担。
- 今後、消費税率が 10%に引き上げられることが予定されており、このまま損税負担が増すことになると公立病院等の経営環境は一層厳しくなることが想定されることから、次の消費税率引き上げと同時に、税制上の措置として控除対象外消費税の還付を直ちに採用するなど、抜本的な見直しが必要。

【県担当部局】 医療局 医事企画課、経営管理課

18 農林業における「産地づくり」

農林業の体質強化を図るため、「産地づくり」に関する施策の充実を図るよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業の競争力強化

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、立地条件や農業形態などの地域の実情を十分に配慮し、農業の持続的な発展に向けた各種施策を着実に展開するよう要望します。
- (2) 農業経営の安定を図る「経営所得安定対策等」について、米政策が見直される平成30年産以降においても、助成水準を維持するよう要望します。特に、「水田活用の直接支払交付金」については、法制化等により恒久的な制度とするよう要望します。
また、農業者が安心して飼料用米生産等に取り組むため、早期に方針を提示するよう要望します。
- (3) 農地中間管理事業の「機構集積協力金」や、「農地耕作条件改善事業」等の予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 「食料・農業・農村基本計画」の着実な推進

- 基本計画に基づき、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を推進するためには、地域の実情に十分配慮した施策の展開が必要。

2 経営所得安定対策等の充実

- 意欲ある農業者が展望を持って営農に取り組むためには、将来にわたって経営の安定を図っていくことが重要であることから、経営所得安定対策等の十分かつ安定的な財源の確保が必要。
- 本県における平成27年産の飼料用米作付面積は平成26年産の約2倍の4,155haまで増加しており、引き続き、農業者が安心して生産に取り組めるよう、水田活用の直接支払交付金の助成水準を維持するとともに、恒久的な制度とすることが必要。

3 農地中間管理事業等に係る所要額の確保

- 農地中間管理事業における機構集積協力金は、農地の集積・集約化に向けた地域の話し合いを進める上で重要。
- 中山間地域の多い本県では、農地耕作条件改善事業などの簡易な条件整備に対する要望が多いことから、担い手への農地集積目標を達成するためには、所要額の確実な予算措置が必要。

【県担当部局】農林水産部 農業振興課、農村建設課、農産園芸課

《 要 望 事 項 》

2 日本型直接支払制度の予算措置と地方財政措置の充実

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、共同活動等を通じ、担い手農家への農地集積等の構造改革を後押しするため、「日本型直接支払制度」の取組拡大に向け十分な予算を措置するよう要望します。

また、多面的機能の発揮による効果は、国民全体が享受することから、県や市町村の負担軽減のための地方財政措置を充実させるよう要望します。

【現状と課題】

1 日本型直接支払制度の取組面積

- 本県では、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところであるが、多面的機能支払に係る平成 28 年度の国の当初配分額は、県予算の 89%に止まっている状況。
- 担い手への農地集積等構造改革を進める上で重要な制度であり、制度の創設以降、年々取組を拡大していることから、平成 29 年度の確実な予算措置が必要。

《 日本型直接支払制度の取組面積 》

(単位 : ha)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度 (伸び率)	平成 28 年度 (伸び率)	平成 29 年度見込 (伸び率)
多面的機能支払	63,827	71,871 (113%)	82,479 (129%)	86,600 (136%)
中山間地域等直接支払	22,927	23,110 (101%)	24,715 (108%)	24,715 (108%)
環境保全型農業直接支払	2,428	4,047 (167%)	4,000 (165%)	4,500 (185%)

《 日本型直接支払制度における国の平成 28 年度予算配分状況 (国費ベース) 》

区 分	取組面積 (ha)	県予算 (百万円)	配分額 (百万円)	充当率 (%)	備考
多面的機能支払	82,479	2,892	2,581	89	当初配分
中山間地域等直接支払	24,715	1,771	—	—	4 月末時点未定
環境保全型農業直接支払	4,000	96	—	—	4 月末時点未定

2 日本型直接支払制度における財政負担の軽減

- 国は「国・地方・農業者等に利益が及ぶ」という考え方のもと、国と地方がそれぞれ負担する制度設計としているが、農業・農村の有する多面的機能の発揮による効果は国民全体が享受するもの。
- 現在、一定の地方財政措置がなされているが、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行に伴って日本型直接支払の取組の拡大に当たっては、県や市町村の財政負担が課題となることから地方財政措置の充実が望まれるところ。

《日本型直接支払制度の地方財政措置（平成 27 年度）》

1 多面的機能直接支払

注：（％）は支払総額に対する割合

国(50%)	県(25%)		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の4割 (4%)	実負担予定額 (6%)
	市町村(25%)		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の6割 (6%)	実負担予定額 (4%)

2 中山間地域等直接支払

国(50%又は1/3)	県(25%又は1/3)		
	普通交付税措置 1/3 (8.6%)	特別交付税措置 残余の5割 (8.6%)	実負担予定額(8.6%)
	市町村(25%又は1/3)		
	普通交付税措置 1/3(8.6%)	特別交付税措置 残余の7割 (12.1%)	実負担予定額 (5.1%)

3 環境保全型農業直接支払

国(50%)	県(25%)		
	普通交付税措置 5割 (12.5%)	特別交付税措置 残余の5割(6.25%)	実負担予定額(6.25%)
	市町村(25%)		
	普通交付税措置 5割 (12.5%)	特別交付税措置 残余の7割 (8.75%)	実負担予定額 (3.75%)

【県担当部局】農林水産部 農業振興課、農業普及技術課、農村建設課

《 要 望 事 項 》

3 産地づくりに必要な施設等の整備に対する支援

- (1) 「強い農業づくり交付金」について、必要な予算を十分に措置するとともに、農業の生産性を高め、農産物の品質向上を図る上で重要な種子生産用の施設・機械の整備を行う事業種目を創設するよう要望します。
- (2) 「強い農業づくり交付金」について、農作物の品質や単収などが高い水準にある産地においても、産地の更なる発展に向けて制度を活用できるよう、成果目標基準を見直すとともに、東日本大震災からの復興需要等による工事費の高騰を踏まえ、上限事業費を見直すよう要望します。

【現状と課題】

1 強い農業づくり交付金の予算確保及び事業種目の創設

- 強い農業づくり交付金による施設整備は、産地の基盤強化に結びつき、「強い農業」づくりに大きく貢献しているところ。今後においても国の十分な予算措置が必要。
- 本県の主要農作物種子関連施設の多くが、整備後 15 年以上経過し、施設の老朽化により、種子の安定供給に支障を来す恐れ。
農業生産の根幹をなす主要農作物の種子生産の施設・機械の整備に当たっては、強い農業づくり交付金を活用する場合、主要農作物の種子生産では、成果目標達成のためのポイントの獲得が困難であることから、優先的に補助事業による支援を受けられるよう事業種目の創設が必要。
- 強い農業づくり交付金では、これまでの取組により、農作物の品質や単収が高い水準にある先導的な産地は、成果目標達成のためのポイントの獲得が困難であることから、産地をさらに発展させるための取組に対しても配慮が必要。
- 東日本大震災津波により被災した本県では、工事費が高騰しており、地域の実情に応じて、上限事業費の見直しと十分な予算措置が必要。

【施設の整備状況】

整備場所	作物・種子量	整備年度※
岩手町	水稲・196,840kg	平成10年度
紫波町志和	水稲・268,960kg	平成25年度（建屋は平成7年築）東日本大震災農業生産対策交付金
紫波町赤石	水稲・169,260kg	平成24年度（建屋は平成2年築）東日本大震災農業生産対策交付金
花巻市	水稲・364,700kg 小麦・182,220kg	平成26年度 強い農業づくり交付金
北上市	水稲・330,960kg 大豆・71,490kg	平成8年度
奥州市水沢区	水稲・402,360kg	平成5、16年度に乾燥機を更新（建屋は昭和60年築）
奥州市江刺区	水稲・402,360kg	平成14年度
軽米町	小麦・88,860kg 大豆・28,320kg	昭和63年度
農業研究センター	水稲・21,500kg （原種）	平成8年度

注）※建屋と乾燥調製機械類の整備が同時に行われていないものについては（ ）に建屋の整備年度を表記。種子量は、水稲、大豆・小麦とも平成27年産。

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

4 米需給調整の着実な推進

- (1) 米政策の見直しに当たっては、主食用米の需給と価格の安定が図られるよう、全国段階の需給安定推進組織の設置を誘導するなど、実効性のある需給安定の仕組みを構築するよう要望します。
- (2) ミニマムアクセス米について、国内産主食用米の価格の低下が懸念されることから、引き続き国内需給に影響を及ぼさないための対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

(1) 米政策の見直し

- 国では、平成 30 年産米から「生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進」するために「きめ細かい県レベルの販売進捗や在庫情報、価格情報」を提供することとしており、生産者が経営判断できる時期・内容での情報提供が必要。

(2) ミニマムアクセス米の販売

- ミニマムアクセス米の主食用への仕向け量が増大した場合、国内産主食用米の価格低下が懸念されることから、引き続き国内需給に影響を及ぼさないよう対策を講ずることが必要。

《ミニマムアクセス米の輸入数量》

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
一般輸入米 (主食用以外向け)	66 万トン	66 万トン	70 万トン	75 万トン	73 万トン
SBS 輸入米 (主食用向け、上限 10 万トン)	10 万トン	10 万トン	6 万トン	1 万トン	3 万トン
計	77 万トン	77 万トン	77 万トン	77 万トン	77 万トン

※ 端数処理の関係で合計が一致しない。

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

5 生産コスト低減対策の提示及び燃油の価格高騰対策の実施

- (1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」において目標としている「担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減」の実現に向け、産業界の努力も反映した資材費・流通経費等の低減の具体策を早期に提示するよう要望します。
- (2) 燃油価格高騰対策については、平成29年4月までを期限として実施されていますが、燃油価格が一定水準以上になった場合に速やかに対策が講じられるよう、恒久的な制度の創設を要望します。

【現状と課題】

1 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現のための具体策の提示

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、「今後10年間で、担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減」とする目標を掲げているが、資材・流通等に関する産業界の努力目標も含めた具体的な方法等について明らかにされていないところ。

2 燃油価格高騰対策に係る恒久的な制度の創設

- 現在実施されている燃油価格高騰緊急対策事業は、平成29年4月までを期限として実施。
- 燃油価格は下落傾向にあるが、今後、社会情勢等により高騰することも想定されるため、価格高騰時に速やかに発動し、園芸農家の経費負担を緩和できるよう、恒久的な制度の創設が必要。

《加温期間（11月～4月）の燃油価格の推移》

（円/ℓ 税込）

油種	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
A重油	91.0	95.3	103.3	86.3	64.9
灯油	92.6	97.8	104.8	88.2	64.8

※石油製品価格調査 A重油：東北 小型ローリー、灯油：岩手 民生用配達価格

※H27年は、重油は11～2月、灯油は11月～3月の平均値。

【県担当部局】農林水産部 農業園芸課、県産米戦略室

《 要 望 事 項 》

6 酪農経営に対する支援強化

TPP協定による牛肉の関税引き下げに伴い、酪農では副産物（初生牛及び廃用牛）収入の低下による経営への影響が懸念されるため、初生牛の価格安定制度の創設や生乳の生産性向上が期待できる初妊牛導入などの優良後継雌牛確保のための支援を拡充するよう要望します。

また、規模拡大等による収益力の強化に向け、施設整備や機械導入を行うための「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」等について、十分な予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 酪農経営に対する支援強化

- 酪農家から出荷される初生牛の価格下落は、酪農経営に影響することから、初生牛の価格安定制度の創設が必要。
- 生乳の生産性向上が期待できる初妊牛導入については、直近の乳牛初妊牛の価格が755千円に対し、「東日本大震災農業生産対策交付金」の補助単価は40千円であり、規模拡大を志向する酪農家に対する支援策としては不十分であることから、補助額の引上げが必要。
- 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」については、国の平成27年度補正で610億円が措置されたが、所要額に対する予算の不足が懸念。

【畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業】

(単位：千円)

区 分	平成26年度 補正	平成27年度 当初	国の平成27年度 補正
要望額 ①	680,328	938,587	1,494,317
交付決定額 ②	335,671	354,987	1,148,016
充足率(②/①)	49.3%	37.8%	76.8%
参考：国の予算額	5,115,000	7,515,000	61,000,000

※ 国の平成27年度補正の交付決定額記載額は、内示額。

※ 国の平成27年度補正より、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業は基金化。

【県担当部局】農林水産部 畜産課

7 農業委員会の活動等に対する支援

- (1) 農業委員等による農地利用調整や耕作放棄地の発生防止・解消などの活動が的確に行われるよう、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 農業委員会ネットワーク機構による農業委員会間の連絡調整等の業務が的確に行われるよう、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 28 年 4 月 1 日に「農業委員会等に関する法律」が一部改正・施行。
 - ・ 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更。
 - ・ 農地利用の最適化や担い手の育成を支援する農地利用最適化推進委員の新設。
 - ・ 都道府県農業会議は一般社団法人に移行し、都道府県が、農業委員会ネットワーク機構として指定。
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員が、農地利用の最適化などの業務を適正に実施し成果を出すためには、必要な人材及び定数の確保が必要。
- 農業委員会ネットワーク機構が、法律に規定される業務を的確に実施するためには、必要な予算を十分に措置することが必要。

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

8 農業経営改善促進資金のニーズに対応した貸付枠の配分

効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する短期運転資金である農業経営改善促進資金について、地域のニーズに対応するため十分な貸付枠を配分するよう要望します。

【現状と課題】

- 農業経営改善促進資金は、農業者が必要とする種苗代や農薬代等の経営に必要な短期運転資金であり、地域から高いニーズ。
- 国の配分額が、本県からの要望額より大幅に低いため、融資機関の要望に応えられない状況。

【県の貸付目標予定額に対する国の貸付け目標額（内示額）】 （百万円）

	H25	H26	H27	H28
県貸付目標予定額	1,600	1,644	2,340	2,520
国貸付目標額（内示額）	1,215	1,426	1,596	1,974
融資実績	1,311	1,535	1,796	—

※H27の融資実績は見込。

- 国から示された貸付枠の配分では、融資機関等の地域ニーズに対応できない状況にあることから、十分な貸付枠の配分（内示）が必要。

【県担当部局】 農林水産部 団体指導課

《 要 望 事 項 》

9 森林整備促進のための予算及び法制度の充実

地球温暖化防止に貢献し低炭素社会の実現に不可欠な森林を緑の社会資本として維持していくため、森林整備事業に必要な予算を十分かつ安定的に確保するとともに、持続可能な森林経営に不可欠な再造林をより強力に推進するための法整備を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 28 年度の森林整備事業の予算割当は本県要望額の 7 割程度であり、計画的な森林整備を促進するためには、森林整備事業に必要な予算を十分かつ安定的に措置することが必要。
- 林業の採算性が大幅に悪化している状況下において、従前と変わらない補助制度では再造林が進まないことから、現状のスキームを見直し、間伐同様、特別措置法の創設などの法整備により、再造林を強力に推進することが必要。

《スギ人工林（50 年生で主伐）の経営収支》

項 目	金 額
① 植栽・保育に要する経費	231 万円/ha
② 伐採収入（立木価格）	143 万円/ha
③=収支（②-①）	▲88 万円/ha

（平成 26 年度森林・林業白書から抜粋）

※ スギ（立木）価格 S55:22,707 円/m³ → H23 : 2,838 円/m³（ピーク時の 12.5%）

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

10 森林整備に必要な基盤強化に対する支援

森林資源を循環的に活用していくためには、間伐や再生林の推進が不可欠であることから、計画的かつ集約的な森林整備に必要な基盤を強化するため、森林・林業再生基盤づくり交付金の十分かつ継続的な予算措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 森林整備に必要な作業基盤等の強化

本県における林業を取り巻く環境は、立木価格の低迷の影響による採算性の悪化と、それに伴う森林所有者の経営意欲の低下や林業就業者の減少・高齢化等が進行。このような中、森林整備を計画的かつ集約的に進めるためには、高性能林業機械等の導入等による基盤強化とともに、地域の森林経営を担う事業体や林業就業者を確保・育成しつつ、林業労働災害防止対策を強化していくことが必要。

2 コンテナ苗木の生産拡大

低コスト再生林の取組の一つとしてコンテナ苗木の普及に努めているが、生産拡大のための設備投資がネックとなり、県内では生産拡大が進みにくい状況となっていることから、生産基盤の整備に対する支援が必要。

3 森林資源保全対策の推進

森林資源の適正な保全を図るためには、森林巡視や林野火災予防対策などに継続的に取り組むことが必要。

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

11 森林計画制度実行確保のための支援の充実

森林法の一部改正により、市町村に林地台帳の作成を義務づけることとされ、市町村及び県の森林管理にかかる業務がさらに増大することから、地方自治体の執行体制を確保するため、十分な予算措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 1 森林計画制度の実行確保を図るため、体制が脆弱な市町村の執行体制の強化に向けた地方交付税や経費補助の支援措置が必要。
 - (1) 林業単独の課を有している市町村は33市町村中2市1町。
 - (2) 大部分の市町村が他の業務と兼務して従事（林業職を設けて採用している市町村はなし）。
- 2 県に対し、市町村森林整備計画への技術的支援強化のための林業普及指導員の資質向上や森林に関するデータベースの精度向上に要する経費支援の充実が必要。

《 市町村の林業組織の現状（平成27年4月現在） 》

全市町村数	林業単独の課を有している市町村数	林業単独の課を有している市町村率	林業職を設けて採用している市町村数	林業職採用市町村率
(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/A)
33	3	9.1%	0	0.0%
	盛岡市、遠野市、住田町			

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

12 木材の利用促進及び原木安定供給に関する財政支援等の継続・拡充

(1) 公共建築物等の木材利用促進に対する財政支援の継続

「公共建築物等木材利用促進法」の施行による木材利用の気運の高まりを定着させ、更なる木材需要の拡大を図るため、公共建築物等の木材利用促進に対する財政支援を継続するとともに、事業採択に係る費用対効果の基準を緩和するよう要望します。

(2) 原木の安定供給に向けた支援制度の継続

木質バイオマス発電施設の稼働等に伴う原木需要の増加に対応するため、原木の安定供給体制の構築に向けた支援制度を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 公共建築物等の木材利用促進に対する財政支援の継続

- (1) 県では、「森林整備加速化・林業再生基金事業」等の国庫補助事業を活用し、公共建築物等への木材利用を進めてきたが、平成27年度以降は、要望された事業が費用対効果の基準を満たすことができなかったことから、採択実績はなし。

[平成26年度森林整備加速化・林業再生基金事業の実績：3施設、補助金201,676千円]

- (2) 「次世代林業基盤づくり交付金」等により福祉施設や保育施設等の整備を行う場合、当該施設で行われる地域活動等への参加者数により、費用対効果を算定するところ。

しかし、通常の施設利用者は、参加者数に計上できないことから、事業採択要件を満たすことが難しく、補助制度の活用が進まない現状。

2 原木の安定供給に向けた支援制度の継続

- (1) 県では、再建された合板工場の本格操業や木質バイオマス発電施設の相次ぐ稼働により、今後数年は、原木需要量が増加する見込。

こうした状況から本県では、「森林整備加速化・林業再生基金事業」等を活用し、素材生産や原木運搬に必要な高性能林業機械等の導入を支援。

[H27実績：18台、補助金174,621千円]

- (2) 今後も増加が見込まれる木材需要に対応するためには、素材生産量の増加に向けた高性能林業機械の導入や原木流通体制の強化に向けた運搬用トラックの導入等への継続的な支援が必要。

しかし、原木運搬を専門に行う事業者は、素材生産量の増大効果を把握し難いこと、また、国有林伐採を主体とする事業者は、5戸以上の受益者を確保し難いことから、事業採択要件を満たすことが難しく、補助制度の活用が進まない状況。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

13 広葉樹林業の再興

- (1) 輸入チップとの競合やナラ枯れ被害、放射性物質の影響など、現下の厳しい経営環境の中で広葉樹林業の存続を図るため、広葉樹原木の生産・流通コストを支援するよう要望します。
- (2) ナラ枯れ被害から広葉樹資源を保全するため、予防を目的とした伐採を森林整備事業の補助対象とするよう要望します。
- (3) 広葉樹材の低コスト生産に向け、広葉樹の特性に応じた作業技術や林業機械の開発を行うとともに、広葉樹林業に従事する人材を地域において育成していくための取組を支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 広葉樹材が利用される仕組みづくり

更新伐等により広葉樹の伐採を促進しても、広葉樹チップ価格の低迷等により採算が合わず、伐採された材が活用されない可能性があり、確実に広葉樹材が利用される仕組みづくりが必要。

2 ナラ枯れ被害対策

本県のナラ枯れ被害は、平成 22 年に県南部で初めて確認され、平成 25 年から沿岸部の大船渡市において大規模な被害が発生。平成 26 年には隣接する釜石市に被害が拡大し、周辺地域において予防を目的とした伐採処理が必要。

3 広葉樹林業の技術・機械の開発、人材育成

近年、高齢化などにより、広葉樹材生産に取り組む林業従事者の減少が進んでおり、広葉樹材の低コスト生産に向け、広葉樹林業の特性に応じた作業技術や林業機械の開発及び人材育成などの対策が必要。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課、森林整備課

19 野生鳥獣対策の継続・拡充

野生鳥獣による農林業被害が増加し、更にはニホンジカによる高山植物の食害や天然林の植生変化などが生じ、生態系への影響も懸念されている状況にあります。

こうした中、本県では、捕獲数の上積みを促進しており、特に、ニホンジカ対策として狩猟期間の延長や捕獲数制限の撤廃などを実施してきておりますが、狩猟者の高齢化もあり、これらの規制緩和だけでは、個体数調整に必要な捕獲目標が達成できない状況にあります。

また、県内のニホンジカから基準値を超える放射性セシウムが検出され、狩猟による個体数調整に支障が生じているところです。

このため、国においては「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、施策の充実が図られたところですが、引き続きニホンジカを始めとする有害鳥獣の個体数管理に主眼を置いた対策の強化が必要であり、国における支援の継続・拡充を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣による被害を低減するため、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策を充実させるよう要望します。

2 鳥獣被害防止対策の拡充

鳥獣被害防止総合対策交付金について、野生鳥獣による被害地域拡大に伴う侵入防止柵の設置や有害捕獲が急務となっていることから、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

- 農作物被害額が深刻化

《ニホンジカによる農作物被害額の推移》

(単位：百万円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
被害額	177	157	283	291	256

- 課題

① 狩猟による捕獲圧の低下

野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、全県を対象とした出荷制限が行われているため、食用を目的とした狩猟による捕獲頭数が減少し、狩猟を主体とした個体数管理が困難な状況。

② 捕獲の担い手の減少

狩猟者数の減少と高齢化が進行し、個体数管理に必要な捕獲の担い手が不足。

③ 大量捕獲技術の開発・普及

捕獲の担い手の減少、特に狩猟者の高齢化により、効果的な捕獲技術の開発・普及が必要。

《ニホンジカ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
狩猟	1,797	1,160	661	1,546	816
県による捕獲	—	—	2,238	4,556	4,182
有害捕獲	376	743	1,341	3,517	5,921
計	2,173	1,903	4,240	9,619	10,919

《県内狩猟免許所持者数の推移》

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
狩猟免許所持者数	2,793人	2,800人	2,426人	2,495人	2,802人
うち60歳以上	62%	67%	66%	66%	65%

2 鳥獣被害防止対策の拡充

- 鳥獣被害防止総合対策交付金等の予算措置状況

(単位：千円)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度
要望額①	59,881	139,542	185,209	140,956
交付額②	59,881	139,542	154,177	111,921
充足率②/①	100%	100%	84%	79%

- 課題

鳥獣被害地域の拡大に伴い、市町村から侵入防止柵の設置、有害捕獲活動など鳥獣被害防止総合対策交付金に対する要望額が増大しており、平成29年度以降も十分な予算措置が必要。

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課
農林水産部 農業振興課

20 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

「強い農林水産業」の実現に向け、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を図るよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農山漁村地域整備交付金の予算措置

「強い農林水産業」の実現に向け、遅れている本県農山漁村の生産基盤や生活環境施設の整備を推進するため、農山漁村地域整備交付金について、十分な予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 農林水産省所管の平成 28 年度公共事業予算は、大幅削減前の平成 21 年度の 67%に止まっており、平成 27 年度経済補正予算を合わせても平成 21 年度の 81%となっている。

《農林水産省所管公共事業費の推移》

(単位：億円)

事 項	H21	H26	H27		H28	
			+H25 補正	+H26 補正		+H27 補正
農業農村整備	5,772	2,689	3,489	2,753	2,962	3,952
林野公共	2,609	1,813	2,252	1,819	1,800	2,020
治山	992	616	781	616	597	647
森林整備	1,617	1,197	1,471	1,203	1,203	1,374
水産基盤整備	1,199	721	831	721	700	780
海岸	180	40	40	40	40	40
農山漁村地域整備交付金		1,122	1,122	1,067	1,067	1,067
一般公共 事業費計	9,760	6,386	7,734	6,399	6,569	7,859
					H21 比 67%	H21 比 81%

- 農山漁村地域整備交付金の平成 28 年度当初予算に係る本県への国費の配分額は、対前年比 106%と増額となったものの、県予算に計上した国費に対する充足率が 72%と非常に厳しい状況。

《本県への農山漁村地域整備交付金の配分状況(国費ベース)》

(単位：百万円)

区 分	合計	農業農村整備	森林整備	水産基盤整備
H27 国費配分額 ①	3,028	2,037	585	406
H28 国費配分額 ②	3,210	2,092	618	500
対前年比 ②/①	106%	103%	106%	123%
H28 県予算額(国費) ③	4,433	3,142	720	571
不足額 ③-②	1,223	1,050	102	71

【県担当部局】農林水産部 農村計画課、森林保全課、漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

2 農業農村整備事業予算の措置

- (1) 農業の競争力強化と農村の活性化に向け、水田の大区画化・汎用化、担い手への農地利用集積のほか、農業水利施設の長寿命化が必要であることから、基盤整備が遅れている本県の実情を斟酌の上、農業農村整備事業予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 攻めの農林水産業への転換を図るため、基盤整備が遅れている本県の実情を斟酌の上、農地の更なる大区画化・汎用化対策等のTPP関連対策予算を継続的に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の水田整備率（51.3%）は、東北で最も低位。

また、これまで整備した基幹的農業水利施設は、今後10年で耐用年数を超過する施設が、水路で3分の1を超えるなど多数。

《東北における本県の水田整備等の状況（H25年度）》

区 分	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島	出典
水田整備率(%)	51.3	63.5	63.7	65.4	73.7	70.7	農林水産省データ

《本県の基幹的水利施設における耐用年数の実態（H26年度末現在）》

施設種別	標準耐用年数	施設総数	耐用年数超過の実態				出典
			H26年度末		H36年度末見込み		
			施設数	割合	施設数	割合	
水路	40年	1,400km	293 km	21%	477 km	34% (13ポイント増)	岩手県農業水利施設の維持更新計画 (H27年度改定版)
頭首工	50年	66箇所	11箇所	17%	21箇所	32% (15ポイント増)	
ポンプ場	20年	50箇所	17箇所	34%	44箇所	88% (54ポイント増)	

- 平成28年度当初予算の国費の配分額は、対前年度106%と増額となったものの、県予算に計上した国費に対する充足率が69%、事業費にして66%と非常に厳しい状況。

《本県への農業農村整備事業予算の国費の配分状況(国費ベース)》（単位：百万円）

区 分	合計	うち主な事業
		農業競争力強化基盤整備事業
H27国費割当額 ①	3,035	957
H27国費TPP補正 ②	1,429	1,425
H28国費割当額 ③	3,207	812
前年度当初比 ③/①	106%	85%
H28県予算額(国費) ④	4,614	1,494
差引額 ③-④	△1,411	△682
充足率 ③/④	69%	54%

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があること。

《本県への農業農村整備事業予算の事業費の配分状況(事業費ベース)》(単位：百万円)

区 分	合計	うち主な事業
		農業競争力強化基盤整備事業
H28 割当事業費 ⑤	5,915	1,522
H28 県予算事業費 ⑥	8,941	3,048
充足率 ⑤/⑥	66%	50%

- 国では、平成 27 年 11 月 25 日に決定した「総合的な T P P 関連政策大綱」において、「農地の更なる大区画化・汎用化」など生産基盤の推進を明記。
- また、平成 27 年 12 月には T P P 関連政策大綱に基づく施策を推進するため、平成 27 年度補正予算 826 億円 (T P P 対策で 776 億円) を計上。

《H27 年度農業農村整備関係の補正予算の概要》

	区 分	H27 年度補正予算額
①	農地の更なる大区画化・汎用化の推進	370 億円
②	水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化の推進	406 億円
③	防災・減災対策等の推進	50 億円
	計	826 億円

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

3 国営土地改良事業の着実な推進

(1) 国営土地改良事業実施地区の予算確保

国営土地改良事業の効果の早期発現に向け、必要な予算を確保するとともに、一層の工事コスト縮減に努めながら事業を実施するよう要望します。

(2) 「盛岡南部地区」の早期事業着手

施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている「盛岡南部地区」について、早期に事業着手するよう要望します。

(3) 国営施設への小水力発電施設整備の推進

土地改良施設の維持管理費の負担軽減に資する小水力発電施設について、事業実施地区における早期供用開始に向け整備を推進するとともに、今後の新規採択地区へ積極的に導入するよう要望します。

【現状と課題】

1 国営土地改良事業実施地区の予算確保

- 現在本県で5地区の国営土地改良事業を実施しているが、事業内容は前歴事業で整備した老朽化している施設の更新・整備。
- 国営土地改良事業地区では、老朽化施設の更新・整備の遅れにより用水確保に支障を来したした場合、地域農業に与える影響が大きいことから、事業効果の早期発現に向け、必要な予算の確保が必要。

《県内の国営土地改良事業実施中地区の予算状況》

事業名	地区名	工期	事業費 (百万円)					H29以降
			全体	H27迄	H28			
					要求	割当	充足率	
かんがい排水	わがちゅうぶ和賀中部	H18～28	19,120	17,777	1,000	1,000	100.0%	—
〃	わがちゅうおう和賀中央	H25～33	26,380	3,630	1,650	1,650	100.0%	21,100
〃	いわてさんろく岩手山麓	H26～34	19,974	965	600	600	100.0%	18,409
	(うち一郡分)	H26～34	17,130	965	600	600	100.0%	15,565
〃	とよさわがわ豊沢川	H27～34	6,700	150	400	370	92.5%	6,180
国営施設応急対策	須川	H28～34	4,300	—	150	150	100.0%	4,150
計	5地区		76,474	22,522	3,800	3,770	99.2%	46,104

2 「盛岡南部地区」の早期事業着手

現在、調査中の盛岡南部地区では、前歴事業（国営雫石川沿岸農業水利事業（S34～S48）及び国営盛岡南部農業水利事業（H元～H10））で整備された農業水利施設で、パイプラインからの漏水や配水調整システムの誤作動等が発生しており、早期の事業着手が必要。

《地区の概要》

地区名	関係市町村	関係土地改良区	予定事業量	上段：調査期間 下段：事業(予定)期間	備考
もりおかなんぶ 盛岡南部	盛岡市 紫波町 矢巾町	鹿妻穴堰 土地改良区	頭首工、用水路、排水路、揚水機場及びダムの補修・更新 配水調整システムの更新	H23～H29 H30～H39	H16、H19、H20、H21、H24、H25： パイプライン漏水 H27： 配水調整システム誤作動

3 国営施設への小水力発電施設整備の推進

国が実施した小水力発電の導入可能性調査では、5つの国営施設において採算性が見込まれる（導入可能性有）との結果を得ており、現在実施中の国営事業地区では、和賀中央及び豊沢川地区において小水力発電施設の整備が計画されているところ。

土地改良施設の維持管理費の負担軽減を図るため、これら2地区の小水力発電施設について、早期供用開始に向けた整備の推進が必要。

また、他の国営施設においても、国営事業導入の際、維持管理費の負担軽減を図るため、小水力発電施設の積極的な整備が必要。

《国の小水力発電導入可能性調査の結果》

実施年度	調査カ所	左のうち 採算性有	うち整備計画有 地区名（施設名）
			H24～H25

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要望事項 》

4 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 県有林事業の日本政策金融公庫資金に係る起債について、任意繰上償還及び低金利な資金への借換えを可能とする措置を講じるよう要望します。
- (2) 県有林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 日本政策金融公庫資金の任意繰上償還は平成 17 年度から 19 年度まで措置されていたが、平成 20 年度以降は措置されていないところ。
- 日本政策金融公庫からの本県の起債は元金 593 億円、利息 249 億円、合計 842 億円（平成 28 年 4 月 1 日現在）となっているが、このうち、利率 6.5%を最高に 3.5%以上の高金利の元金が 181 億円あり、これらの利子償還が県有林の経営を圧迫。
- 平成 18 年度から、林業公社の起債に係る利子相当額が特別交付税措置の対象となっており、平成 21 年度からは、都道府県が引き受けた林業公社の起債についても同様の措置がなされているところ。
- 林業公社事業と両輪で森林の造成を進めてきた県有林事業分の起債 414 億円に係る年間利子相当額 1,035 百万円については、特別交付税措置がなされていないため、この利子相当額について特別交付税措置が必要。

【県担当部局】 農林水産部 森林保全課

《 要 望 事 項 》

5 目的税の創設による森林の整備・保全

- (1) 地球温暖化対策において重要な森林の整備・保全を確実に実行するため、平成 28 年度税制改正大綱で示された森林環境税（仮称）等の新たな仕組みの検討を加速化するよう要望します。
- (2) 制度の検討においては、地域の実情に応じた管理不十分な森林の整備等について、地方の裁量で使用できる国の全面的な支援制度となるよう要望します。

【現状と課題】

- 木材価格の長期低迷や山村地域の過疎、高齢化により森林整備が進まないことから、管理不十分な森林が存在。
- このような中で、本県を含む 35 県（H27 年度）が独自課税を財源とした森林整備に取り組んでおり、森林整備に対する税負担については、国民の理解が深まっているところ。
- 本県では「いわての森林づくり県民税」を平成 18 年度から導入。その際、県議会から、「国においては、森林の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策を一層充実させ、強力に推進するとともに、その財源として森林環境税等目的税を創設されるよう、強く要望する。」旨の意見（平成 17 年 12 月議会）が出されているところ。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

6 木質バイオマスエネルギーの導入支援

木質バイオマスを活用した熱電供給設備の整備やチップなどの木質燃料を安定的に生産・供給する体制の整備など、木質バイオマスエネルギー導入に対する財政支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 県では、これまで「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用して、木質バイオマスボイラーの導入や燃料加工施設の整備等を支援。
〔H27実績：ボイラー（野田村）、木質燃料加工施設（花巻市、宮古市、一戸町）〕
- 木質バイオマスボイラーは、化石燃料機器と比べて施設整備等の初期費用が高いことが課題であり、利用促進のためには国庫補助事業による支援が必要。
- 県では、新たな木質バイオマス発電施設の稼働により木質燃料需要の更なる増加が見込まれており、燃料加工施設の整備等による安定供給体制の構築が課題。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

7 松くい虫被害対策の強化

太平洋側の松くい虫被害の北上を阻止するため、枯死被害木のほか、将来、感染源となり得る雪害木や風倒木、被圧木などの処理を一体的に行う防除対策事業を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 被害が継続するのは、枯死被害木以外の、雪害木や被圧木等が感染源として残ることが原因の一つとして知られており、これらを適切に処理する事業が必要。
- 平成 21 年度から、森林整備加速化・林業再生基金事業による感染源の駆除を実施。平成 24 年度で一旦終了したが、再び 25 年度に実施。平成 26 年度は事業メニューから削除。
- 森林整備加速化・林業再生基金事業（森林病虫害対策）を実施した地区では、翌年度の被害発生が大きく減少し、事業効果が大。
- 防除対策が自治体の財政力の差によって、遅滞することが想定されることから、市町村及び県の経費負担の伴わない事業が必要。

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

21 直轄事業の整備促進

《 要望事項 》

1 直轄道路整備事業の促進

内陸における地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支えるため、直轄道路の整備を促進するよう要望します。

- (1) 一般国道4号のバイパス等事業中区間の早期完成及び金ヶ崎地区等2車線区間の4車線化の早期事業化
- (2) 一般国道46号盛岡西バイパスの2車線区間の早期4車線化及び南伸の早期事業化

2 直轄河川改修事業の促進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中していますが、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、安全で安心できる県土づくりを推進し、直轄河川改修事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図るよう要望します。

- (1) 一関遊水地事業の促進
- (2) 一般河川改修事業（北上川上流）等の促進

3 直轄砂防事業の促進

岩手山や秋田駒ヶ岳の火山活動等により土砂災害の発生が懸念されることから、早急に被害の防止・軽減を図るため、引き続き八幡平山系直轄火山砂防事業の整備を促進するよう要望します。

【現状と課題】

1 直轄道路整備事業の促進

- 一般国道4号の4車線化率（平成28年4月1日現在）
 県内延長：188.8km、4車線区間延長：62.1km、進捗率：32.9%

《主な整備必要箇所》

区分	工区名	全体延長	供用延長	供用率
事業中区間	北上拡幅（4車線化）	12.2km	9.2km	75.4%
	水沢東バイパス	9.6km	4.6km	47.9%
未事業化区間 （4車線化）	花巻東バイパス～北上拡幅間	約3.0km	—	—
	金ケ崎地区 （北上拡幅～水沢東バイパス間）	約8.6km	—	—
	一関地区	約0.8km	—	—

- 一般国道4号盛岡北道路が平成28年3月26日に全線4車線供用。
- 自動車産業など、東北有数の産業集積地である北上・金ケ崎地域の渋滞区間の緩和・解消を図るためには、一般国道4号北上拡幅の整備促進及び金ケ崎地区の4車線化の早期事業化が必要。
- 金ケ崎地区においては、平成29年度の事業化に向けて、都市計画変更に係る調査等を着実に進める必要。
- 一般国道46号盛岡西バイパス（全体延長7.8km）は、平成25年に全線暫定供用となったが、更なる混雑緩和等を図るためには、2車線区間の早期4車線化及び盛岡西バイパス南伸の早期事業化が必要。

2 直轄河川改修事業の促進

- 平成26年度末における県内の国管理河川整備率は、49.7%と低い水準となっており、水害の常襲地域を未だに抱えている状況。

《河川整備率（平成26年度末）》

	県管理河川	国管理河川	全体	適用
河川数	311河川	16(14)河川	313河川	(14河川は重複)
河川延長	2,831.4km	291.5km	3,122.9km	(ダム除き)
要改修延長	1,431.5km	268.4km	1,699.9km	(国は左右岸計延長)
改修済延長	695.9km	133.3km	829.2km	(国は左右岸計延長)
河川整備率	48.6%	49.7%	48.8%	

3 直轄砂防事業の促進

- 平成26年9月の御嶽山噴火など、全国的に火山活動が活発化しており、早急な対策が必要。
- 岩手山、秋田駒ヶ岳等の火山活動の影響により土砂災害の発生が懸念されることから、荒廃した八幡平山系に対して直轄火山砂防事業を実施（平成28年度は5箇所事業が進められる予定）。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、河川課、砂防災害課

22 地方の社会資本整備を推進するための予算の確保

東日本大震災津波からの復興は、本県にとって至上命題ですが、今後備えるべき人口減少社会、巨大災害の発生などへの課題に向け、地方創生の基盤となる社会資本の整備によるストック効果の早期実現や、県民の生命や財産を守る防災・減災対策、インフラの老朽化対策の推進を図るため、社会資本整備に対する予算を確保するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 道路事業の推進

物流を支え、圏域を越えた交流・連携を促進する幹線道路ネットワークの整備とともに、市街地における幹線道路の無電柱化、歩道整備等の日常生活を支える道づくり、冬期交通の安全確保など、国道や地方道の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

2 スマートインターチェンジの整備推進

既存の高速道路の利便性を高め、活力ある地域社会の形成を図るために必要不可欠なスマートインターチェンジの整備を推進するため、必要な予算を確保するよう要望します。

3 河川事業の推進

県内では、近年、集中豪雨や台風による洪水被害が頻発していることから、家屋等の浸水被害が発生した区域の災害防止、都市部等における予防的な治水対策、河道の堆積土砂撤去など、災害に強い県土づくりを着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

4 県営ダム建設事業の推進

ダム建設による洪水被害の防止や水資源の確保等の整備効果を早期に発現させるため、築川ダムの整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

5 都市基盤整備事業の推進

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、街路や都市公園などの都市基盤施設の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

6 港湾事業の推進

県内の産業を支える物流拠点や地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを進めるとともに、これまで甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、港湾の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

7 住宅整備事業の推進

県民の暮らしを守る住宅セーフティネットを確保するため、公営住宅の改善や老朽化した公営住宅の建替などを計画的に推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 広大な県土を有する本県では、都市間の移動に時間を要することから、物流を支え、圏域を越えた交流・連携を促進するための社会資本整備が必要。
- スマート I C の整備の遅れは、周辺の開発計画などに支障を与えるおそれがあることから、着実な整備予算の確保が必要。
- 矢巾スマート I C 等の整備により、矢巾町へ移転する「岩手県高度救命救急センター」へのアクセスが向上し、搬送時間短縮による救命率向上や患者の負担軽減に寄与。
【岩手県内のスマート I C の供用予定年度 H29：矢巾、奥州、H30：(仮)滝沢南、H32：(仮)平泉】
- また、河川整備が全国水準と比較し遅れており、平成 25 年 7 月から 9 月にかけて発生した 3 度の局地的豪雨では、内陸部を中心に床上・床下浸水戸数が約 1,900 戸と甚大な被害を受けるなど、近年頻発している豪雨等への備えが不十分な状況。
- 一方、本県の社会資本を整備するための予算については、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等の配分が要望に対し少なく、十分な予算が確保されていない状況。
- 地方創生の基盤となる社会資本の整備や、防災・減災対策にスピード感を持って取り組むため、必要な予算を確保する必要。

【主な交付金の本県配分状況】

(国費：百万円)

交付金名	H22 当初	H26 当初	H27 当初	H28 当初	備考
社会資本整備総合交付金	13,411	2,286	2,368	2,148	県事業
防災・安全交付金	-	6,599	5,986	6,568	県事業
合 計	13,411	8,885	8,354	8,716	※震災前比 65%

※H28 要望額に対する内示率 52%

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

23 土砂災害対策を推進するための財政支援 及び予算の確保

《 要 望 事 項 》

1 土砂災害警戒区域等の指定に対する財政支援の拡充

土砂災害警戒区域等の指定を加速するため、基礎調査に係る国費率の嵩上げや地方負担額への起債充当など財政支援の拡充を図るよう要望します。

2 土砂災害対策施設の整備に必要な予算の確保

砂防堰堤などの土砂災害対策施設の整備を着実に進めるため、必要な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

本県の土砂災害危険箇所は 14,348 箇所と東北で 1 番目、全国でも 15 番目に多い状況。

《土砂災害危険箇所の状況（平成 14 年度公表）》

岩手県	東北六県平均	全国平均
14,348	7,830	11,177

1 土砂災害警戒区域等の指定に対する財政支援の拡充

- 平成 26 年 8 月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、平成 26 年 11 月に改正土砂災害防止法が成立。
- 平成 27 年 7 月に地方交付税算定式における河川費について、基礎調査実施箇所数に応じた補正をするよう省令が改正。
- 基礎調査を概ね 5 年間で完了させるためには、国費率の嵩上げや、地方負担額への起債充当などの財政支援の拡充が必要。
- 土砂災害警戒区域等の指定には、区域を確定するための基礎調査から住民説明会等の一連の事務手続が必要であることから、平成 28 年 3 月末時点における本県の指定率は 30.4%にとどまっている状況。

《本県の土砂災害警戒区域の指定状況（平成28年3月末時点）》

	土砂災害警戒区域の 総区域数の推計値 (A)	基礎調査 区域数 (B)	調査率(B/A)	指定区域数 (C)	指定率(C/A)
岩手県	14,348	7,917	55.2	4,368	30.4%
東北	47,560	26,976	56.7	21,431	45.1%
全国	651,562	481,825	73.9	438,321	67.3%

2 土砂災害対策施設の整備に必要な予算の確保

- 老人ホーム施設等の要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設がある箇所、被災履歴がある箇所を優先的に進めているが、平成28年3月末時点の整備率は12.3%にとどまっている状況。

《本県の土砂災害対策施設の整備状況（平成28年3月末時点）》

要施設対策箇所(A)	整備済箇所(B)	整備率(B/A)
3,994	490	12.3%

【県担当部局】 県土整備部 砂防災害課

24 社会資本の適切な維持管理に対する財政支援

《 要 望 事 項 》

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政支援

社会資本の良好な状態を維持し、安全性・信頼性を確保するため、老朽化した橋梁等の道路施設、河川・海岸施設、ダム施設、砂防施設、港湾施設、公園、下水道、公営住宅などの社会資本について、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理に対する財政支援を講じるよう要望します。

2 道路施設の定期点検等に対する財政支援

平成 25 年度の道路法改正等に伴い、道路施設の定期点検が義務化され、地方自治体における道路施設の維持管理費が増加することから、必要な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政支援

- 県では、適切な維持管理を推進するため、橋梁や県営住宅などの分野では、長寿命化計画を策定し、限られた予算の中で計画的な維持管理に取り組んできたところ。
- 一方で、今後、老朽化する施設が増加していくことや、東日本大震災津波からの復旧・復興に県を挙げて注力しているところであり、計画の着実な実施のために財政支援が必要。

2 道路施設の定期点検等に対する財政支援

- 平成 25 年の道路法改正及び平成 26 年の同法施行規則の改正により、①道路トンネル、②道路橋、③シェッド・大型カルバート、④横断歩道橋、⑤門型標識については、国が定める統一的な基準に基づき、5年に1回の頻度で近接目視により点検を行うことを基本とする旨、定められたところ。
- 県や市町村においては、道路法改正等により点検を行う対象施設が増加するほか、点検の質も高まることから、国による財政支援が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路環境課

25 一般国道 106 号の指定区間編入

《 要 望 事 項 》

1 一般国道 106 号の指定区間編入

「岩手、秋田を結ぶ地域連携軸」を一層強化するとともに、速達性を確保し、災害に耐えうる安全で信頼性の高い道路として一般国道 106 号を指定区間に編入するとともに、一般国道 46 号等と併せ、国で一体的に管理するよう要望します。

【現状と課題】

- 県が管理する一般国道 106 号は、国が直轄管理する一般国道 46 号と一体となり、日本海側と太平洋側を結ぶ東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路ネットワークの一部を構成するほか、太平洋沿岸と内陸の連携を強化し、東日本大震災津波からの早期復興に貢献する路線。
- 現在、「宮古盛岡横断道路」として国が一部区間を直轄権限代行により整備を実施しており、平成 27 年度には都南川目道路（自動車専用道路）の一部区間が供用。
- 災害時の救助・救援活動の支援や産業拠点との連携・連絡の強化を図るためには、速達性を確保し、災害に耐えうる安全で信頼性の高い道路としていくことが求められることから、指定区間に編入し国が直轄管理することが必要。

《整備状況（平成 28 年 3 月末現在）》

事業化延長 [計画延長]	供用済延長	工事中延長
66km[100km]	11km	55km

(事業化区間の状況)

区間	事業延長	事業主体	備考
宮古箱石道路	33km	国交省	
宮古西道路	4km	県	
達曾部道路	1km	県	H11 供用開始
平津戸松草道路	7km	国交省	
区界道路	8km	国交省	
築川道路	7km	県	H24 供用開始
都南川目道路	6km	国交省	H27 一部供用開始 (2.6km)
計	66km		

【県担当部局】 県土整備部 道路環境課

26 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保

《 要 望 事 項 》

1 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保

地方自治体が安心して万全の道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出金総額を確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 広大な県土を有し、積雪寒冷地域である本県では、道路除排雪による安全な冬期交通の確保が不可欠であるが、道路除雪費は年々増加しており、県財政に占める割合が大きくなっている状況。
- 東日本大震災津波の被災地では、復旧・復興事業が本格化し、人材の確保が困難になっているため、労務単価が上昇。
- 除雪業務は、オペレーターの人件費など除雪経費に占める労務比率が高く、労務単価の上昇が道路除雪費に多大な影響。
- 一方、道路除雪費等に係る国庫補助制度として、社会資本整備総合交付金や道路除雪補助があるが、近年、国費が十分に配分されない状況が続いており、県の厳しい財政運営の中、単独費の持ち出しが非常に大きな負担となっている状況。

《本県における道路除雪費の推移》

(百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
除雪費計	2,411	2,701	3,182	3,315	3,680	4,492	4,233	3,883
国費 a	626	744	559	1,021	1,376	1,270	984	880
国費要望額 b	909	898	1,048	1,094	1,411	1,759	1,842	1,452
国費不足分 c=b-a	283	154	489	73	35	489	858	572

【県担当部局】 県土整備部 道路環境課

27 産業の振興や観光客の利便性向上に向けた 空港・港湾機能の強化に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 いわて花巻空港におけるC I Q体制の充実・強化

国際定期便就航を見据え、入国時間の短縮等、定期就航の円滑な受入れのため、いわて花巻空港のC I Q体制を充実・強化するよう要望します。

2 国際フィーダー航路を有する港湾（宮古港、釜石港、大船渡港）への支援

「国際フィーダー航路」を有する港湾に対し、集貨物流拠点の整備運営に関する助成の拡充や集貨・創貨の戦略策定に向けた調査経費、被災地港湾に寄港する内航船を運航する船社の運航経費等への財政支援措置を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 いわて花巻空港におけるC I Q体制の充実・強化

○ これまでのチャーター便の運航では、法務省仙台入国管理局盛岡出張所の職員3名に仙台入国管理局管内からの応援出張により4～5名体制で出入国手続きを実施。

入管以外の体制は次のとおり（いずれも出張対応）

- ・税関（函館税関大船渡税関支署からの出張5名程度）
- ・検疫（仙台検疫所からの出張4名程度）
- ・動植物検疫（動物：動物検疫所仙台空港出張所からの1名出張、植物：横浜植物防疫所塩釜支所からの1名出張）

○ 航空会社からはターン時間の短縮（1時間ターン）を求められており、迅速かつ円滑な出入国管理が行われるよう、確実かつ十分な人員体制の構築が必要。

2 国際フィーダー航路を有する港湾（宮古港、釜石港、大船渡港）への支援

○ 国土交通省では、「国際コンテナ戦略港湾政策」として京浜港及び阪神港を国際コンテナ戦略港湾に選定し、「集貨」、「創貨」等に取り組んでいるところ。

○ 「国際フィーダー航路」を有する港湾におけるコンテナ貨物取扱量の増加により、船社の寄港の

拡大が期待され、港湾背後企業の利便性の向上にも繋がり、地域経済の活性化や地方創生に寄与。

- このため、県や市が民間企業と連携してソフト・ハードの両面から集貨、創貨に取り組む事業に対する支援が必要。

【集貨物流拠点の整備運営に関する助成の拡充】

国際フィーダー航路を有する港湾にインランド・デポ等の整備運営に関する助成の拡充

【集貨・創貨の戦略策定に向けた調査経費の助成】

コンテナ貨物の集貨及び空コンテナの調達に向けた戦略策定のための調査事業の助成

【船社に対する運航経費の助成】

内航船の寄港を増やし、荷主のニーズに応えるため、船社に対する運航経費の助成

《過去3年間の国際フィーダーコンテナ取扱量の推移》 (単位：TEU)

	H25	H26	H27
宮古港	32	24	60
釜石港	2,038	2,662	4,389
大船渡港	288	1,388	1,832
計	2,358	4,074	6,281

※TEU：20フィートコンテナ換算

【県担当部局】 県土整備部 港湾課、空港課

28 建築物の耐震化に対する支援の拡充

《 要 望 事 項 》

1 建築物の耐震化に対する支援の拡充

木造住宅、大規模建築物、防災拠点建築物及び避難路沿道建築物の耐震化を着実に進めるため、これら建築物の耐震診断及び耐震改修に対する支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成28年度から耐震対策緊急促進事業の適用期限の延長（3年間）、耐震改修に係る補助対象単価の引上げ及び建築物の除去に係る補助対象が拡充されたところ。
- 本県では、平成28年度から平成32年度を計画期間とする「第2期岩手県耐震改修促進計画」（平成28年4月）を策定し、関係機関と連携しながら計画的な耐震診断・耐震改修の推進に取り組んでいるところ。
- 4月に発生した熊本地震における地震被害の状況から、改めて建築物の耐震化への取組が必要と再認識され、なかでも庁舎等の防災拠点となる建築物の耐震化が急がれるところ。
- 耐震診断及び耐震改修に要する費用は、施設所有者、地方公共団体とも負担が大きく、耐震化の取組が円滑に進まないおそれがあることから、費用の低減に向けた取組や更なる支援が必要。

《耐震化率の目標（第2期岩手県耐震改修促進計画）》

用途等	平成26年度(現状)	平成32年度(目標)
住宅	73% (H25)	85%
多数の者が利用する建築物	87%	95%

《耐震診断の目標（第2期岩手県耐震改修促進計画）》

用途等	目 標
住宅	平成28年度から平成32年度までに5,000戸実施。
多数の者が利用する建築物	平成28年度から平成32年度までに200棟実施。
公共建築物 (公営住宅・学校・病院・庁舎)	平成32年度までに、耐震診断率を100%とする。

【県担当部局】 県土整備部 建築住宅課

29 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ 航空路線の維持・拡充

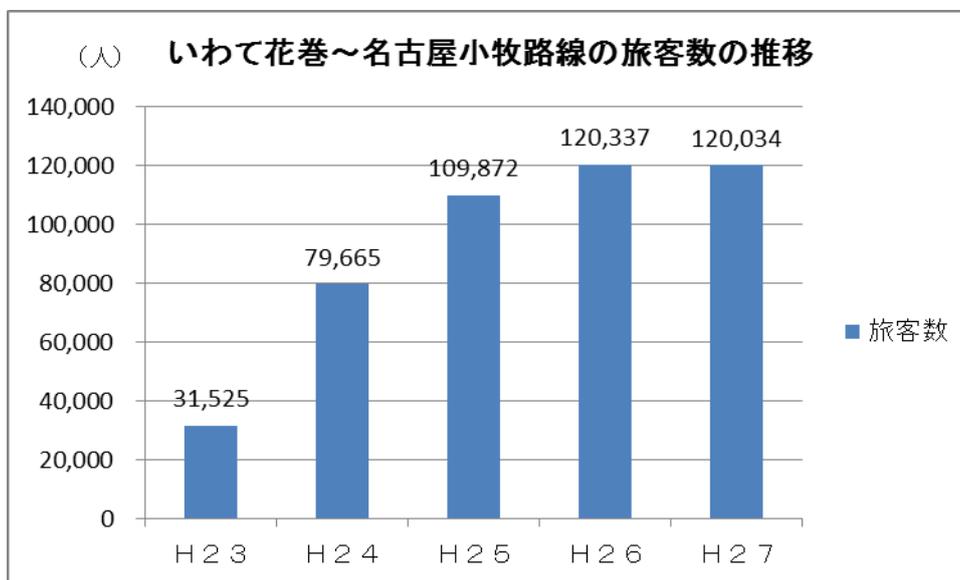
《 要 望 事 項 》

1 いわて花巻～名古屋小牧路線の維持・拡充に向けた全面的支援

本県と名古屋圏を結んでいる「いわて花巻～名古屋小牧路線」の維持・拡充に向け、継続的かつ全面的な支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 平成23年5月からFDA（フジドリームエアラインズ）によって運航されている「いわて花巻～名古屋小牧路線」は、本県の経済・産業の振興や、世界遺産に登録された平泉をはじめとする観光振興にも大変寄与しており、東日本大震災津波からの復興に向け非常に重要であることから、当該路線の維持・拡充に向け国の全面的な支援が必要。



【県担当部局】 県土整備部 空港課

30 新たな教職員定数改善計画の策定

今日的な教育課題の解決に向け、個に応じたきめ細かな教育を実施するとともに、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新たな教職員定数改善計画の策定

平成 18 年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られておりますが、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現のため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図られるよう要望します。

また、同様に、高等学校においても新たな定数改善計画を早期に策定されるよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課

31 学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の継続

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるため、施設の早期耐震化推進や老朽化対応に係る全ての計画事業を実施できるよう、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じることを要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立学校施設の耐震化事業等に対する国庫補助の継続

公立学校施設（小中学校、幼稚園等）の耐震化事業や老朽化対応に係る国庫補助を継続するとともに、国庫補助所要額予算を確保するよう要望します。

2 公立高等学校施設の耐震化事業に対する国庫補助の適用

公立高等学校の耐震化事業も国庫補助対象とするよう要望します。

3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすよう要望します。

4 私立学校施設の耐震化に対する国庫補助の拡充

私立学校施設の耐震化に係る国庫補助率を公立学校と同等とするとともに、県が独自に嵩上げ補助を実施する場合には、交付税措置等の財政支援措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 公立学校

(1) 地震防災対策特別措置法の一部改正による特別措置 (H32 年度まで)

○ 補助率

区 分		原則	地震特措法による特例	
			Is 値 0.3 未満	Is 値 0.3 以上
小・中学校、幼稚園 校舎・屋体	耐震補強	1 / 3	2 / 3	1 / 2
	改築	1 / 3	1 / 2	—

(2) 耐震化完了の見通し及び課題等 (小中学校・幼稚園)

○ 国においては、公立の義務教育諸学校施設について、速やかに耐震化を完了することを基本方針として定めているが、本県においては学校の統廃合計画との調整等により、達成が困難な自治体があるところ。

(3) 学校施設の老朽化対策

○ 公立学校施設整備予算が減少しており、耐震化事業が優先採択される一方で、老朽化に伴う改築事業等の不採択案件が発生。

○ 主な不採択事業 (H28 年度当初予算)

設置者	学 校 名	事 業 名
盛岡市	盛岡市立巻堀中学校	「大規模改造 (老朽)」
花巻市	花巻市立大迫中学校	「危険改築」

2 私立学校

(1) 現状

○ 耐震化率

・岩手県公共建築物の耐震化の状況調査 (H27. 3. 31 時点)

・私立学校全体 : 73.3% (全棟数 75 棟の内 55 棟)

○ 補助率

区 分		原則
私立学校	耐震補強	1 / 3 ※Is 値 0.3 未満は 1 / 2
	改 築	1 / 3 ※幼稚園のみ Is 値 0.3 未満は 1 / 2

(2) 課題

○ 県では、第 2 期岩手県耐震改修促進計画において、平成 32 年度の目標を 80.0%としているが、耐震化が進んでいない状況。私立学校の経営は、個々の学校によって様ではないが、児童・生徒数の減少期にあることもあり、経営は総じて厳しく、現状の補助制度では耐震化工事を行うまで余裕がない状況。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
総務部 法務学事課

32 縄文遺跡群の世界文化遺産登録への支援

《 要 望 事 項 》

1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録への支援

平成 21 年 1 月の世界遺産暫定一覧表記載以来、北海道・北東北の 4 道県で連携して世界遺産登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、平成 28 年度のユネスコ推薦候補に決定していただくよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 19 年 4 月に 4 道県（北海道・青森県・岩手県・秋田県）で、世界遺産登録に向けた事業の実施等を行う機関として「縄文遺跡群世界文化遺産登録推進会議」を設置。
- 平成 21 年 1 月 5 日、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」としてユネスコ世界遺産センターの暫定一覧表に記載され、平成 25 年 7 月、文化庁へ推薦書原案を提出（推薦書資産名：「北海道・北東北の縄文遺跡群」）したが、平成 27 年度の文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会（平成 27 年 7 月 28 日開催）において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」のユネスコへの推薦は見送り。
- 平成 27 年 12 月の縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（4 道県の知事等による事業決定機関）において、推薦を検討してきた 18 資産のうち、保存管理上課題があるとされた 2 資産（鷲ノ木遺跡（北海道森町）及び長七谷地貝塚（青森県八戸市））を除外した推薦書（案）及び関連資料を平成 28 年 3 月に文化庁に対し提出。
- 世界遺産登録を実現するためには、文化審議会において、ユネスコ推薦候補に決定されることが必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化課

33 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

奥州藤原氏による平泉文化に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、平泉町に設置するよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

平成 23 年度に「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録され、機運が一層高まっていることから、平泉町に総合的な研究拠点施設を設置するよう要望します。

【現状と課題】

- 日本の古代から中世にかけての移行期にあたる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在しているが、本県に限らず、東北には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていないところ。
- 日本列島北部の歴史や文化に視座を定めた国立博物館等の研究機関が未設置であることから、北方の史的観点から日本文化を解明するための調査研究、資料収集・保存、展示公開が立ち遅れることにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用に支障が生じる可能性。

【県担当部局】 教育委員会事務局 生涯学習文化課

34 地方警察官の増員及び財源措置

《 要 望 事 項 》

1 地方警察官の増員及び財源措置

本県においては、被災地域を中心に殺人事件等の凶悪事件に発展する危険性の高い人身安全関連事案の認知件数の増加が続いている上、県内の広い地域で高齢者を狙った特殊詐欺事件が増加し、県民生活の安全・安心を脅かしております。

本県警察官1人当たりの負担人口は606人と全国平均の503人を大きく上回っていることから、治安情勢の変化に適時適切に対応し、県民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、平成29年度以降においても、警察活動の基盤である警察官の増員及び財源措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 人身安全関連事案の認知件数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年3月	平成28年3月
認知件数	620	1,049	1,051	223	245

- 長期にわたって敢行される人身安全関連事案に十分な人的体制の確保が困難。
- 県民の安全・安心を確保するためには、迅速的確な被害防止措置と犯人の徹底検挙により、再被害等の要因を完全に除去する必要。

2 特殊詐欺認知件数及び被害金額の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年3月	平成28年3月
認知件数	53	85	77	14	25
被害金額(万円)	42,267	42,812	28,637	3,783	4,251

- 特殊詐欺被害を防ぐためには、多くの警察官を動員しての犯人グループの徹底検挙と関係機関と連携した、送金防止対策が必要。

【県担当部局】 警察本部 警務課